

令和6年加美町議会第1回定例会会議録第2号

令和6年3月6日（水曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	石山敬貴君
副町長	千葉伸君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス感染症対策室長	佐々木功君
企画財政課長	佐々木実君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	伊藤一衛君
地球温暖化対策室長	早坂卓君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
農業振興対策室長	鎌田裕之君
森林整備対策室長	阿部正志君

建設課長	村山昭博君
保健福祉課長	森田和紀君
子育て支援室長	鎌田征君
地域包括支援センター所長	川熊裕二君
上下水道課長	齋藤純君
会計管理者兼会計課長	大場利之君
小野田支所長	内海茂君
宮崎支所長	嶋津寿則君
総務課課長補佐	内出泰照君
教育長	鎌田稔君
教育総務課長	遠藤伸一君
生涯学習課長	浅野仁君
農業委員会事務局長	庄司一彦君
代表監査委員	田中正志君

事務局職員出席者

事務局長	猪股良幸君
参事兼次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	渡邊和美君
主事	今野寿弥君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、ご起立願います。

おはようございます。

着席願います。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番高橋聡輔君、7番三浦又英君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告4番、12番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔12番 一條 寛君 登壇〕

○12番（一條 寛君） おはようございます。

通告に従い、3問質問させていただきます。

1問目、「結婚・婚活」支援について。

少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす静かなる有事と言われます。政府も、異次元の少子化対策と称するものを出しましたが、抜本的な出生数増につながらないとの声もあります。結婚、妊娠、出産、子育ては、個人の自由な意思決定に基づくもので、少子化が進行している背景には、若者の経済的基盤の弱さ、仕事と子育ての両立の難しさ、理想の相手に巡り会えないことなど、様々な要因が考えられます。結婚・婚活への支援状況と、今後の取組の考えをお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） おはようございます。

一條議員より、結婚・婚活への支援状況、取組の質問をいただきました。根本にあるものは、

少子化に対する憂いの質問ということもございますので、少々長くなりますが、背景からお話をさせていただければと思っております。

国では、今年の2月16日、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定されております。これは、昨年6月のこども未来戦略方針、同12月のこども未来戦略等、子ども・子育て政策を取りまとめたものでございます。

ポイントとしましては、3点あるようでございまして、1つとしまして、ライフステージを通じた経済的支援の強化、2つ目として、全ての子ども、子育て世代への支援の拡充、3つ目としまして、共働き・共育ての推進の3本柱で、これが加速化プランとして盛り込まれているようでございます。

経済的支援強化の1つである児童手当について申し上げますと、今年10月分から所得制限を撤廃し、高校生まで対象を延長とします。第3子以降は月3万円に増額となり、支給回数も年3回から6回になるなど、拡充になっております。

少子化が進んでいる背景について考えてみますと、一條議員からご指摘があったとおり、考えられる原因というものは多種多様にわたって複雑に絡まっているのではないかというふうに私も認識しております。例えば、若い人たちの価値観の多様化による未婚率の、結婚しない率の上昇、女性の社会進出による平均初婚年齢の上昇、いわゆる晩婚化、結婚から出産までの年数の増加、いわゆる晩産化等が考えられる原因とされております。若い世代の方々が、結婚して安心して妊娠・出産、そして子育ては楽しいものだというふうに感じられるように、将来にわたる明るい展望が描ける環境をつくっていかねばならないと考えております。加美町が積極的に出会いの場の提供を支援し、また、若い夫婦の子育てに係る経済的支援を行っていくことも重要な要素であると認識しております。

次に、加美町が実施しております、若い世代の移住定住を促進するための政策について紹介させていただきます。

新婚世帯、子育て世帯に対しまして、3つの異なる支援事業を実施しております。1つが、ファミリー住ま居る住宅取得等支援補助金に関しましては、新たに住宅を取得する新婚世帯、子育て世帯に対し最大100万円を補助して、2つ目としまして、若者定住促進家賃補助事業補助金に関しましては、町内の民間賃貸住宅に移住し新婚生活を始める20代の結婚世帯に対し、年間10万円を最大5年間補助するものでございます。最後に、結婚新生活支援事業補助金は、婚姻に伴う新生活支援として新居への引っ越し費用等を上限30万円まで補助しております。

それぞれに交付条件はありますが、新婚世帯や子育て世帯の経済的不安の軽減を図ることで、

移住定住の促進による少子化対策にも積極的に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

婚活支援の具体的なことに関しましては、引き続き教育長より答弁してもらいます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

婚活支援につきまして、お答えさせていただきます。

加美町では、青年男女のふれあい交流を促進し結婚推進を図るため、中新田公民館に結婚推進指導員を配置し、毎月第2・第4水曜日に結婚相談を定期開催するほか、宮城県のAIを活用したマッチングシステム、みやぎ結婚支援センターの紹介など、様々な婚活支援情報の提供を行っております。

さらに、出会いの場創出にも取り組んでおり、今年度も10月14日に、加美町を会場に婚活イベント「かみ恋旅ツアー」を開催し、加美町在住の男性15名と県内在住の女性15名が、やくらいガーデンの星あかりを散策するなど交流を深め、8組のカップルが誕生しております。今後も、少子化対策、人口減少対策の一助として、出会いの場を創出する結婚・婚活事業を継続してまいりたいと考えております。

また、婚活イベントでカップルが成立から、その後、成婚に結びつくカップルが少ないなど課題も見えてまいりました。今後は、カップル成立後のフォローアップイベントなどを開催するなど、成婚に結びつくよう課題解決に向けた支援や取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 話を深めるために、再質問していきたいと思ひます。

加美町における年間の婚姻数の現状と推移を、まず伺いたいと思ひます。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課課長です。加美町の婚姻数、町民課で把握しているものは、戸籍の届けの関係で、全体で言いますと、令和5年12月末で112件の届けがありました。ただ、この112件は、必ずしも町内に住んでいる方というわけではございませんので、ざっくり言いますと、10年前の数字を今持っているんですけども、10年前には230件届けがあったんですけども、ちょうど半分くらいということの数に減少しております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 次に、出生数と特殊出生率の現状と推移、昨日も柳川議員に答えてありますけれども、再度お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

昨日、柳川議員の答弁でもありましたが、合併当時から比べると6割ほど減っているということで、令和3年で言いますと、合計特殊出生率0.97でありましたが、令和4年度ですと1.01、僅かながらですけれども上昇はしているというところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今回、国が異次元の少子化対策と称するものを発表していますけれども、この中で、結婚支援につながるような支援策というものはあるのでしょうか。この辺、お分かりでしたら、お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） すみません。国の結婚支援策と申しますと、主に結婚する方ではなくて、結婚されてからの費用負担というのでしょうか、家賃負担であるとか、結婚費用であるとか、そういうものの軽減を図るために、新婚世帯に対して最大、条件はいろいろあるようですけれども60万円程度の補助が受けられると伺っております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今回の少子化対策では、結婚そのものを推進するという支援策はないというふうに理解してよろしいのかと思います。さっきの答弁でもありましたように、少子化の根本原因は未婚化・晩婚化にあると思います。フランスには、子どもを産める、育てられると親が感じられる多角的な子育て支援制度があることにより、2021年のフランスの特殊出生率は1.83、日本が1.26ぐらいでしょうか、そんな状況になっております。ここに、2020年、各年代別合計特殊出生率国際比較のグラフがありますので、提示をお願いしたいと思います。

このグラフでお分かりのように、赤が日本であります。黄色というかだいたい色の部分がフランスで、10代、20代、30代、40代の特殊出生率のグラフとなっております。この中で、30代の日本に関しては、フランスとそれほど違いはありません。大きく違うのが、圧倒的に違うのが20代の出生率です。フランスに見習うのであれば、20代での婚姻数と出生数を上げることに注力する必要があると言われております。20代での収入の底上げが実現されなければ、結婚は減り続け、同時に出生も減るとの指摘もあります。20代での結婚を推進するための何らかの支

援策は考えられないかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。議員さんご指摘のとおり、出生の減数と婚姻の減数、完全にリンクしていると言われております。日本にとっては、日本については婚外子が極端に少ないものですから、結婚しないと出産しないというところがございます。20代の初婚の年齢が遅いというのもあるんですが、加美町においても、ここ4年間ですと、20代の結婚よりも30代、30歳から34歳の婚姻数、出生数が多いという現状もありますので、これから国のほうでも進めるとは思いますけれども、育児政策が子育て世代に偏っているという先ほどのお話もありましたが、もう少し早い段階からの政策も取り組むべきではないかと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。すみません。先ほど答弁した数字、私勘違いをして、誤って申し上げてしまいました。正確な数字を申し上げます。

令和5年12月末で婚姻数148件、平成25年の受付件数が321件で半分でございます。大変失礼しました。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 先ほどの答弁で、若い人の結婚支援という形で30万円の、3つありまして、ファミリー住ま居る住宅、それから家賃の支援10万円、それから、引っ越しとかの費用の30万円とありますけれども、そして、生涯学習課長からも、国の支援制度で結婚して60万円という国の支援内容がありましたけれども、まず、この辺の国の支援制度のもう少し詳しい内容がお分かりでしたら、お願いしたいと思います。

年齢とか、以前に比べると支援の幅が広がったというお話も聞きますけれども、また、町では国の支援制度も活用しているのかどうかということも含めて、お分かりでしたら、お分かりというか取り組んでおられるのであれば伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・仕事推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。先ほど町長のほうから答弁がございました結婚新生活支援事業、こちらの事業につきまして国のほうの交付金を活用し、加美町では実施をさせていただいております。

こちらの制度につきましては、国のほうで地域少子化対策重点推進交付金、この交付金のメニューを活用いたしまして、地方公共団体が行います結婚に対する取組あるいは結婚・出産・

妊娠・子育て、こういったところの新生活を応援しますというところで取組を実施していただいております。

この取組につきましては、宮城県におきまして、こういった事業を執り行う、あるいは実施をしたいという自治体を取りまとめをしていただいております。加美町につきましては、移住定住の推進事業と一緒に実施をさせていただくことで、現在、この結婚新生活支援事業のほうに取り組んでございます。県内の実施状況につきましては、加美町を含め12市町村が、こちらの事業を活用し支援事業を行ってございます。

加美町におきましては、20代の社会動態、こういったところを改善したいというところで、これ以外にも様々な事業に取り組ませていただいております。こちらの事業を活用しまして、令和3年度から加美町のほうでは実施をしております。令和5年度2月末まで、9件の申請を受けて補助金の交付をさせていただきます。

こちらの制度につきましては、夫婦ともに40歳未満までの婚姻世帯で、加美町に関しましては、そのうちどちらかが20代であることということで制度のほうを設計をさせていただいております。引っ越しの費用ですとか居住、新しい住宅に住む場合の居住費の一部、こういったところを支援をさせていただくことで、上限30万円事業の実施をさせていただいております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、上限30万円ということでありまして、さっき生涯学習課長の答弁で、国は60万円としているみたいですが、この辺、金額を拡充する考えというか、できないかどうか、伺いたしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・仕事推進課長（橋本幸文君） ひと・仕事推進課長でございます。加美町におきましては、こちらの結婚支援事業と併せまして、20代の若い方々が新しく加美町に引っ越しをされて賃貸住宅、そちらのほうにお住まいになる場合に、年間10万円を上限として補助金を交付して、連続して5年間、補助をさせていただく制度を併用させていただいております。

現在、ご結婚いただいている方々にご案内をする場合には、新婚生活のほうで引っ越し費用ですとか、あと諸手続きに係る手数料、そういったところは、結婚新生活支援事業で支援をさせていただきます。さらに20代の方がいらっしゃるようであれば、引き続き5年間、最大で50万円を助成させていただく事業を併用していただくような形で制度のほうをご案内をさせていただきます。

あと、先ほど生涯学習課長のほうからお話ありました、上限が現在60万円まで拡充をしていると、そういったところの取扱いの状況等々、先進事例等々も確認をさせていただきながら、そういったところの支援を拡充できるかどうか、そういったところも検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 行政からの支援だけではなくて、未婚の若者の所得向上のためにも、地域の経済力の向上というものが絶対的に必要なんだろうなとも思いますので、まず、加美町全体の経済基盤の強化という部分にも取り組んでいただきたいと思います。

次に、婚活イベントについてお伺ひしたいと思います。

現在行われている婚活イベントは、加美町の男性に、加美町以外から女性を迎えるという考え方で開催されているように思います。加美町在住か、加美町への移住を希望する方ということで、男性、女性区別することなく開催する方向に見直すべきではないかと考えますが、この辺の考え方についてお伺ひします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 生涯学習課長です。加美町でイベントを行っておりますが、イベントの参加につきましては、女性の方も参加可能となっております。今年度の「かみ恋ツアー」にも女性の方、参加なさっております。しかしながら、議員さんご指摘のように、そのように、女性の方が参加できないというようなイメージであるのであれば、今後、周知がうまくいっていないということですので、募集について、チラシ、周知方工夫して改善してまいりたいと思っております。

また、移住予定者を含めた対応はということでしたが、残念なことなんですけれども、結婚してから、加美町のカップルができて結婚してから、加美町に住むのではなくて、逆に大崎市や近隣の自治体に2人で転出してしまうというケースが見られます。そういうことも、今後少なくなるように検討しなくてはならないなというふうに考えております。今後、移住者も含めた対応については、近隣自治体、やっているところもありますので、そこをもうちょっと勉強させていただいて検討してまいりたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 参加の会費等も、この辺、男女別ということではなくて同一という考え方も、男女共同参画という考えの基においても、そのような方向が望ましいのではないかと思いますので、会費の部分もちょうと検討をお願いしたいと思います。

次に、ブライダル総研が、2021年に結婚した人に、婚活として何を利用したかを複数回答で尋ねたアンケート結果が出ておりますので、表していただきたいと思っております。

この中で、第1位が婚活アプリの利用という形で40.2%、2人に1人ぐらいのあれでアプリが利用されているということでもあります。ランキング2位の結婚相談所は、成婚率の高さ、充実したサービスなどの成果を得られる反面、入会金、登録料、毎月の会費、見合い料、成婚料などの費用がかさむというデメリットもあると言われます。

一方、マッチングアプリで出会い、結婚した人が増えている現状で、宮城県においてもAIを活用したマッチングアプリを導入したみやぎ結婚支援センター「みやマリ！」が開設されていますが、この「みやマリ！」の支援内容と町との連携の状況をお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 生涯学習課長です。「みやマリ！」の町との連携、支援状況についてお答えいたします。

宮城県の結婚推進センター「みやマリ！」では、現在、会員数が約2,000名となっております。成婚会員数が147組です。町との連携はということですが、本町では、結婚相談の際に「みやマリ！」について会員の方にご説明するとともに、町の婚活イベントの情報であるとか、様々な加美町の状況について「みやマリ！」のホームページに掲載をお願いするなど、連携を取って進めていっております。それで、登録料については1万1,000円で、2年間有効というふうに聞いております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 加美町で「みやマリ！」に登録されている方は何人ぐらいおられるでしょうか。お分かりでしたら、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 加美町で「みやマリ！」に登録されている方は23名です。それで、うち3名が、昨年度「みやマリ！」を通じて成婚なされたというふうに聞いております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、登録料、2年間で1万1,000円ということですが、登録料を支援している県内の自治体が多数あるようですが、加美町においては、この辺、登録料の支援とかというのはされていないようにホームページでは見たんですが、加美町で登録料を支援する考えはあるかどうか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 「みやマリ！」への登録の支援については、近隣では大崎市、美里、涌谷が実施しております。残念なことです。加美町では支援については、議員さんご指摘のとおりしておりません。なぜできないのかといいますと、できないというかしないかといいますと、近隣の自治体では、もう加美町のように指導員というんでしょうか、を置いて設置している自治体はありません。県内加美町だけです。なので、その相談に応じて、「みやマリ！」について、じかに相談者の方々にお知らせをして、「みやマリ！」のシステム等をご説明の上、対応している状況です。しかしながら、経済的理由で、それに加入できないでいるという方がおられた場合に対応するために、今後、近隣自治体の状況も踏まえながら検討してまいります。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 県は、20代の人「みやマリ！」の登録料を、本年かどうか、何かニュースでは今年半額にするという報道もありましたけれども、この辺確認の上、周知の徹底も図っていただき、また、登録料の支援についても前向きに検討をお願いしたいと思います。

また民間の婚活アプリが、周りの目を気にして大勢で集まることもなく、自分の空いた時間に検索できるということで、浸透しているようです。しかし、年会費や登録料の高さから続けられないという声もあります。この辺の民間の婚活アプリ登録への登録料の支援等についても検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 生涯学習課です。議員おっしゃるとおり、若い世代の方を中心に、効率性を重視して婚活アプリを使用する方が増加しております。企業においても、福利厚生ということで、婚活アプリを活用している社員の方々に、福利厚生という面から助成を行っている企業もあるようです。民間のマッチングアプリの登録については、公的機関で行っている「みやマリ！」と比べて年会費、登録料等が高い傾向がございます。

登録料の支援については、多数ある民間のアプリの把握や、個人情報に登録するわけですので、支援後の履行確認、そういうこともなかなか難しいのかなということもございますので、今後、その内容について精査を行って検討するお時間をもうちょっといただければなというふうに考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） その点、よろしくお願いたします。

次に、カップルの成立率が80%を超え、人見知りでも緊張せず話せるということで話題を集

めている、本名や年齢などの個人情報カップル成立後に公開されるという新スタイルの婚活、メタバース婚活を実施する自治体も増えているようですが、我が町での取組への考えをお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 生涯学習課長です。メタバース婚活というのは、インターネット上の仮想空間を利用しまして、自分自身の分身の姿で異性の方と交流する新しいスタイルのイベントになります。最近、メタバース婚を実施する自治体も増えているというようなお話も伺っております。コロナ禍で、特にコロナ禍ではメタバース婚が増えたというような状況であると思います。

メタバース婚は、見た目にとらわれず、会話による内面的なことで相手を選ぶということですが、問題もありまして、成り済ましや様々な問題もちょっと出ているということをお聞きしますので、今後、やっている自治体の情報を勉強しながら、実施に向けて検討してまいりたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 現在の財政とか社会保障制度が、地域の持続的再生を阻み、少子化問題や貧困問題を悪化させていると指摘する研究者もおられます。出生率を人口置き換え水準まで引き上げるには、子育て世帯への公的支出をGDPの3%程度に引き上げる必要があるとの指摘もあります。このようなことも踏まえ、また、今日の議論も聞いていただいて、町長、何らかの感想がありましたら一言お願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 一條議員からの様々な観点からの深掘りをいただくような質問をいただいたことを、まず本当に御礼申し上げます。今お聞きしていて、まず第一印象としまして、確かにいわゆるカップルが誕生しなければといったようなことで、少子化対策の根本要因だといったようなこと、これ重々感じさせていただきました。また、町の体制としまして、1つ、婚活に関するというような質問であったわけでございますけれども、今、生涯学習課長が答えましたし、子育て支援室長も答えました、ひと・しごと推進課の橋本課長も答えましたといったとおり、ワンストップのサービスがなっていないなといったことも強く感じました。

ですので、何でしょう、こういうふうな婚活、結婚推奨というようなことに関しても、行政として、相談窓口一元で全てが分かるような対応というのができるようにするというのも、まずこちら側の対応として、1ついいことなのかなといったようなことをまず感じた次第でござ

います。

あと、さらに、先ほどアプリのことというようなこともありました。様々な良い悪いもあるというふうに私も聞いておりますので、整理しながら出会いの場というものを設けていければと思っております。

その中におきまして、私どもが取り組んでおります「かみ恋ツアー」、これ非常に、私も昨年ちょっと冒頭だけだったんですけれども、ご挨拶で伺わせていただいて、その後の結果というものに、どちらかという満足しております。過年度においても、結婚まで行ったカップルもおりますので、確率として決して悪くないのではないかといったようなことを感じました。

その一方で、先ほど生涯学習課長からもありましたけれども、やはり、ここに住んでもらうということが大前提ですので、その点に関しては、何らかの方策を検討していかなければいけないというふうに思った次第でございます。

もう1点、最後にこの「かみ恋ツアー」に関しては、いろいろと役場職員内でも話合いが持たれた折に、お婿さんを欲しいというような跡取りの娘さんもいらっしゃるはずですので、そのようなことも含めて、いい具合にマッチングができるような体制にしていけばいいのかなというふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） では、2番目のデュアルスクールについてお伺いします。

2拠点居住や、お試し移住を目的に、地方と都市双方の教育委員会の承認が得られれば、転校手続を簡素化し、住民票の異動をせずに、都市と地方の学校で学べるデュアルスクールという取組があります。好きな時期、期間で通うことができるというもので、地方創生や働き方改革の観点から高く評価され、平成29年度全国知事会先進政策大賞を受賞しています。これは、関係人口と移住、サテライトオフィスの誘致の可能性など、地方にとっては画期的な取組と考えます。デュアルスクールの仕掛け人である株式会社あわせと町は、包括連携協定を締結しております。デュアルスクールへの見解をお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） デュアルスクールに関するご質問に対して、お答えさせていただきたいと思えます。

まず、私のほうからは、初めに関係人口の創出、移住定住の促進などの観点から見解を話しさせていただきまして、その後、教育長のほうからの答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、2拠点居住と、お試し移住への取組について申し述べさせていただきます。加美町では、加美町への移住を検討している方に対して、交通費や宿泊費など一部補助することで来町を促し移住後のイメージを具体化してもらうための、かみまち体験プライベートツアーを実施しております。移住に興味はあるけれども、いきなり移住するのはハードルが高いという方や、地域に受け入れてもらえるか不安であるといったような移住に関する不安を解消し前向きに検討してもらうため、様々な体験メニューを提供しておる状況でございます。

移住を希望する方は、単身の方、ご夫婦、子育て世帯など多様であることから、町内施設や住まいの見学から、農業体験やアウトドアアクティビティ体験、先輩移住者や地域の方々との交流など、その方に合ったツアーを提供することで、町の魅力を実際に体感してもらいながら移住を検討していただきたいと考えております。

デュアルスクール事業は、地方と都市双方の視点に立った考え方でできる人材育成、また、2拠点移住や地方移住の促進を目的として徳島県が推進する事業として、その運営主体を、議員ご指摘のように株式会社あわえが担っている事業であると聞き及んでおります。町では、令和4年7月に、あわえほか4社とDX推進による地域産業の活性化に向けた包括連携協定を締結し、サテライトオフィスの活用促進やデジタル人材の育成確保に取り組んできております。

デュアルスクールへの取組につきましては、教育委員会と連携を図りながら検証を進めていくとともに、今後とも地域活性化につながる関係人口の創出や移住定住の促進にはしっかりと力を入れていきたいと考えております。

続きまして、教育長のほうより答弁いただきます。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 教育長です。デュアルスクールについて、教育委員会側からの見解についてお答えします。

現行の学校教育制度では、2つの学校に籍を置くことは認められておりませんが、デュアルスクールは、区域外就学制度を活用することによって都市部に住所を置いたまま、保護者の短期移住に合わせて受入れ先の学校に学籍を移動させます。そして、学籍を移動させているので、受入れ学校での就学期間も住居地の学校では欠席とならず、受入れ学校での出席日数と認められます。

子どもにとっては、地方と都市双方での生活を体験することによる多様な価値観の醸成が期待でき、受入れ先の学校の子どもたちにとっては、新しい人間関係づくりの体験、地方と都市の違いを知る機会の創出や、自分の学校や自分が住んでいる町の良さの再発見につながるもの

と聞いております。

この制度は、都市と地方の2つの学校の双方で教育を受けることができる新しい学校の形であるとともに、サテライトオフィスの誘致や進出など、2地域移住や地方移住促進を目指すものであるため、教育委員会としましては、デュアルスクールについて町長部局としっかり協議し、協力の可能性を探りたいと考えております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 教育長の答弁でも、区域外就学制度を活用してのデュアルスクールであるという答弁をいただきましたが、この辺の区域外就学制度の内容と加美町での活用例等ありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。区域外就学制度ですけれども、この制度は、本来であれば、保護者は子どもの就学に当たっては住所があるところの教育委員会が指定する学校に就学させなければなりません。様々な理由、例えば健康上の理由とか、ご家庭の事由、部活動の関係など、教育的配慮を要する場合等による場合に、他の市町村の学校に就学させようとする場合は、議員さんおっしゃるとおり、双方の教育委員会で協議して承認を得れば、住所を異動せず就学、転校することができる制度が区域外就学制度ということでございまして、本町におきましては、活用事例、実際でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） すみません、加美町での具体的な活用例をお願いしたい。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。活用例としましては、先ほども繰り返しになりますけれども、ご家庭の関係、健康上の理由によりまして、教育的配慮を要するお子さんが加美町内の指定された学校に難しいということで、加美町に住所を置いたまま近隣の市町村の学校に区域外就学で行っているというパターンもございまして、また、その逆のパターンもございまして。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） デュアルスクールがもたらす効果については、児童にとって、それから親にとって、いろいろな観点から教育長から答弁いただきましたので、あえて再質問は必要な

いかなど、この部分では思います。

そして、デュアルスクールは、長い目で見れば中新田高校の全国募集にもプラスにも働いていくのではないかなど。デュアルスクールで来たお子さんとか親御さんが、加美町を理解し、中新田高校がやっていることも理解して、中新田高校に進学させようかなというような気持ちを醸成というか、そんなことにつながれば、また別な部分でのデュアルスクールを取り入れる意味もあるのかなというふうに思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。一條議員さんおっしゃるとおりでございます。理想にはなるかと思うんですけども、このデュアルスクールを通じまして、加美町のよさを体験した子どもたち、児童生徒が加美町を好きになって、あるいは興味を持って、加美町のことをもっと知りたいと。そして、加美町に住んでみたい、加美町のある高校、中新田高校に進学して勉強してみたいというようにつながればいいのかなと思いますし、また、デュアルスクールを利用した子どもたちが地元、都会に戻って、地元のお友達、児童生徒に加美町のよさをアピールしていただいて、中新田高校の進学を希望するといったような可能性もあるのかなとも思っておりますので、いずれにせよ、多面的な方向でデュアルスクールの可能性を探ってみたいなど感じているところでございます。ご提案ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） これは、総務建設常任委員会が、この1月、あわえの本社のある徳島県美波町を訪問して、あわえ本社で伺った情報を基に聞いていますけれども、美波町においては、受入れができないくらいの申込みがあるというふうな状況も聞いてきました。徳島県全県に、ほかのやっていない町にも広げる活動を今されていると。そして、全国的にも着実に広がっていて、今年は山形県の高島町でもデュアルスクールを取り入れるというような情報もありますので、全国の状況とか、その辺も研究しながら、デュアルスクールのメリット・デメリットもあると思いますけれども、今後研究していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3問目に移ります。農道の復旧工事について伺ひます。

門沢、松田地区に、産廃撤去のため深く掘り起こされた農道と圃場があります。圃場の産廃撤去をめぐる係争中の箇所でもあり、圃場部分の復旧は見通せない状況にあると思ひます。そのような状況の中、農道の復旧工事への取組の考えをお伺ひします。また、近くには、大崎耕土、世界農業遺産の旧蟬堰遺跡もあり、遺跡の保全にも配慮しながら工事を行う必要があると

と思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 門沢、松田地区の案件に関しましては、一條議員にも非常にご心配をおかけして、9月の定例議会のときもご質問いただいたことでございます。

先ほどご質問の中にもありましたけれども、現在、係争中ということになってしまっておりますので、そのことも含めまして、そのことに鑑みまして答弁させていただければと思っております。

現在、農地所有者の方が、状況をまず保存したいという意見を持っていることから、工事のほうは一旦休止させていただいております。そのため、令和5年度内に完成を見込むことができないことから、令和6年度へ事故繰越を行う予定でおります。一方で、4月には代かき時期を迎えますので、土地改良区により用水の手当てを行うことで進めております。

本復旧工事の今後についてですが、圃場に影響しないよう、農道の法線変更や幅員の減少変更などの検討を進めており、まとめ次第、復旧工事を進めていきたいと考えております。

続いて、ご指摘がありました遺跡の保存への配慮に関してお答えさせていただきます。

災害復旧工事個所と大崎耕土世界農業遺産の旧蟬堰の詳細な位置関係は、実はこれ不明なままなんです。県営事業で改修した現蟬堰隧道計画図を参考にしますと、隧道水路の底から災害復旧工事の掘削底地盤までの距離が22メートルほどあるとのことなんです。

地層的には、地上よりも2メートルが玉石混じりの土で、その下の20メートルは岩で構成された強固な地盤と言えるそうです。このことから、隧道は損傷しないものと思われそうですが、不安もやはりありますので、受注業者には細心の注意を払って工事を進めていただく予定でおります。また、施工中につきましては、隧道を見学する団体に対しまして、この旨のことを周知徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 写真の提示をお願いします。

ここが、産廃が撤去された部分であります。ちょっと写真では深さがよく見えませんが、赤く引いた部分が、おそらく農道部分と思われる。こういう状況の中で、農道部分だけの復旧工事は難しいのではないかと思います。今回の質問となった次第であります。

そして、農道部分に産廃が不法投棄され、町も産廃撤去に多大な費用を支出していますが、産業廃棄物を不法投棄した際の罰則の規定をお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。産業廃棄物を不法投棄した際の罰則でございますけれども、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または両方が課せられます。また、法人の不法投棄に対しましては3億円以下の罰金となっております。ただし、不法投棄から5年以上経過していれば、刑事罰は科せられないとなっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） この部分は、5年以上経過し、時効にかかり、刑事罰は課せられない部分だと思います。ただ、時効なく撤去、原状復帰などを命ずることができる措置命令が出されることもあるようですが、この措置命令とはどのようなものでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。措置命令でございますけれども、廃棄物処理法上では、産業廃棄物の処理基準に適合しない産業廃棄物の処分、不法投棄などが行われた場合、都道府県知事は、生活環境の保全上支障が生じまたは生ずるおそれがあると認めるときは、対象者に対して期限を定め、その支障の除去等の措置を講ずるよう命ずることができるとなっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 民間同士では今、圃場部分に不法投棄された産廃の撤去と原状回復を求めて裁判されているわけですが、この裁判の結果によっては、不法投棄者が明確になる可能性もあります。不法投棄者が明確になった場合、町は、措置命令とか農道復旧工事にかかった費用の負担を求めることはできるのか、また、その考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。不法投棄者が明確になった場合の町の措置命令でございますが、不法投棄されたものが一般廃棄物であれば、町が必要な措置を講ずるよう命ずることはできますが、不法投棄されたものが産業廃棄物であれば、県知事が必要な措置を講ずるよう命ずることができるとなっております。

農道復旧にかかる費用負担でございますが、今回は、令和4年3月の地震により農道が崩壊したため、災害復旧事業を活用しておりますので、負担は求めないと考えております。地下埋設物の撤去や土の入替えにかかった費用をなどにつきましては、関係機関などに相談しながら

検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 農道部分が鳴瀬川のほうにせり出したり、蟬堰遺跡の見学ルートに支障が出て小学生の見学が中止になったとか、蟬堰遺跡の隧道の一部に剥離が生じているとのお話も聞きます。蟬堰遺跡の保全に支障が生じないよう復旧工事はできると考えておられるかどうか、再度お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。小学生の見学でございますけれども、工事中で危険なことから、見学を控えるよう関係者に連絡をしまして見学を中止したと聞いております。工事が完了しましたら、再開できる旨を連絡する予定でございます。

隧道における剥離でございますが、関係者の方から、やはり一部剥離が生じていると聞いておりますので、今後状況を確認したいと思っております。

災害復旧工事における蟬堰遺跡の保全でございますが、先ほどの町長の答弁にもございましたが、高低差があり地盤も強固であることから、隧道は損傷しないものと思われましても、業者には注意をして工事を進めていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 産業廃棄物の撤去の状況について、警察当局も関心を持っているようでもありますし、また、様々な関係機関が関心を持って見守っているようでもありますので、新たな費用負担等が生じないよう、関係機関の理解を得ながら復旧工事を行っていただきたいことを要望して質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして12番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時15分まで。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告5番、16番伊藤伊 淳君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔16番 伊藤 淳君 登壇〕

○16番（伊藤 淳君） 先日、副町長とお話しする機会がありまして、何っさ、あのニセコ町って、今何だか見てきたんだけどと思ったら、今バブルで、何か観光バブルというんですか、おかしい現象が起きていて、ラーメンが1杯2,000円だったり、ハンバーガーが2,400円、カツカレーで2,400円ですか、牛丼だと1杯2,000円ぐらいとか、それが普通の状況で、インバウンドしてきたマレーシアだとか中国だとか香港だとか、「これ安いですよ、おいしいですよ」って、みんなそれを食べているという現象が今起きているんですね。まさに、私が一般質問で、インバウンドも含めた観光に関する事を理解して、そのお話を振っていただいたのかどうか、非常に副町長には感謝します。

そういうことで、バブルが本物になればいいんですけども、今から何年か前のガーラ湯沢というのがありましたね。あっちのほうでも、マンションがたくさん建って、それでもって土地バブル、マンションバブルでもって、1年もたたないうちに崩壊して、もうぼろぼろになっていると、そういうことが日本では往々にしてあるので、そういうことのない加美町を今度構築していただくために、何かお話できればということで、一般質問させていただきます。

我が国が観光立国を提唱してから、もうはや26年が経過しています。最初は、昭和38年の6月に観光基本法なる法律が国で制定されまして、それが平成18年の12月に観光立国推進基本法という形で制定されたということで、その経緯は、既に皆さんご承知のとおりだと思いますので説明は省きます。

その後、順調に来訪者も増加して、右肩上がりの成長ということで、日本の観光も少し、うきめを見てきた流れがあったんですが、コロナ禍によって、その業績は一変してしまいまして、インバウンドの低迷だったり、観光産業は大打撃を受けて、事業が倒産、廃止に追い込まれた企業もたくさんあり、生活形態をも変えてしまったというような状況がありました。

令和5年に入りますと、外国人旅行者の来訪で、コロナ前には及ばないまでも大回復の兆しを見せ、一大観光地ではオーバーツーリズムなる現象も起きているようであります。我が町においても、インバウンド復活の兆しも著しくなっている今、今まで以上に手を加え、観光政策の推進に着手すべきであろうかと考えて、そこで以下の質問です。

観光行政についてと題しまして、町長の施政方針においても、いろいろなことが述べられておりますけれども、まず1番目に、現在計画もしくは進行中の観光関係事業はどれぐらいあるのかと。2番目に、観光とみなされる来訪者、要するに加美町に来ていただいた方は年間何人ぐらいいるのかなということでありまして。3番目に、町内各地区の風習や奇祭と呼ばれるイ

ベント、その他祭りと呼ばれるイベントはどれぐらいあって、その現状と今後の見通しはどうか。さらに4番目に、観光に力を入れて町が発展していくためには、今後どのように取り組むべきであるか考えるかと。

次に、来訪者の旅行消費の拡大をさせる仕組みづくりが今後必要であり、いつ、どこで何にお金を使ってもらえる、その仕掛けづくりの必要性はどのようなものかと。あと、町の食ですね、名物であるとか、あとはお土産になるようなもの、そういうものの製作なり何なり、その課題は何なのかと。さらに、最終的には将来に向けて、その構想の大きな課題は何であるかということについて、お聞きをいたしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 伊藤議員から、観光行政、観光の振興につきまして大綱1問としていただきました。

さっきお話がありましたニセコの話、私もニュースで見えておまして、異常なことになっているんだなというふうを感じつつ、また、これは直接関係ありませんけれども、半導体のことで熊本がやはりバブルのようになっていると。いずれにしても、先の先のことかもしれませんけれども、あのような何か過熱したような、バブルのようなことがまた起こっても、またこれ困るわけですので、正しくそこら辺のハンドリングはしていかなければいけないのかなと、皆さんと考えていかなければいけないことになってくるのかなというふうな共通認識で、冒頭のお話を聞かせていただいております。

では、順次、大綱1番の6点の小項目に関しまして、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、計画中、進行中の観光関連事業についてといったような事柄ですが、答弁書を用意させていただいておりますが、これご趣旨に合うのかどうかちょっとあれですけれども読ませていただきます。

現在、観光関連の事業につきましては、大体、大枠、産業振興課のほうで3つの業務を行っております。

1つ目としましては、やくらい薬師の湯やゆ〜らんどなどの観光施設の修繕工事を含む維持管理業務、2つ目としましては、初午まつりや秋まつりなどイベント支援業務、そして3つ目としましては、観光PRや情報発信、パンフレット制作などを含む観光振興業務と分けて、こ

れが3つということになります。

令和6年度の事業数につきましては、予算上21事業となりますが、それ以外にもイベント出店対応とか地域行事等への参加、指定管理団体や商工関連団体との連携事業など、予算書に表れない業務についても、観光関連業務として対応しているのが今の現状でございます。

2点目、観光と観光来訪者の人数についてお答えさせていただきます。直近のデータとしましては、令和4年に宮城県に報告している市町村観光客入り込み数調査報告というのがありまして、令和4年1月から12月の入り込み数で約104万人、令和3年では約105万人、コロナ禍前の平成31年につきましては、約114万人となっております。

なお、うち宿泊者数が、令和4年で約2万人、令和3年で1万8,000人、平成31年で2万人となっておりますことで、大体100万人ぐらいの方々が加美町にやってきて、そして2万人ぐらいの方々が宿泊するといったような、仙台圏を中心とした日帰り型の観光ということになっているのかなというふうに思われます。

しかしながら、これは答弁書には書いていないことなんですけれども、私、この部分非常に危惧しているというか、もったいないなというふうに感じていることございまして、宮城県の平均的なデータですと、やや雑駁なデータになるかもしれませんが、観光客の大体十二、三%ぐらいが宿泊を伴うといったような観光客でございます。となりますと、加美町に置き換えますと、100万人来ていただいているわけですから、十二、三万人ぐらい泊まってもらわないと県の平均に勝てないというようなことで、もしかしたら、加美町は約10万人の宿泊客を、極端な話かもしれませんが落としているのではないかと、もったいないことをしているのではないかなというふうに、ちょっと強く考えて、今後、この辺も対策を考えていかなければいけないのではないかなというふうに思っている次第でございます。

町内各地の風習や奇祭、その他祭りと呼ばれるイベントはどのくらいあり、その現状と今後の見通しはということにつきまして、ご質問に対してお答えさせていただきます。

私、伊藤議員より、この質問をいただいたときに、この奇祭という部分でネットを引いてみたときに、全国47個の奇祭というのが載っているサイトがあったんですが、その中に長野県の諏訪神社の御柱なんかもあったんですが、それと併せて初午まつりが載っていたので、非常にうれしく思ったということをお伝えします。

風習や奇祭等に関しましては、無形民俗文化財に分類されており、さらに風俗慣習と民族芸能に細分化されております。現在、文化財係で把握している風俗慣習の指定文化財として、県指定の柳沢の焼け八幡、切込の裸カセドリ、小泉の水祝儀の3件と、現在活動を停止している

町指定の愛宕精進講の1件で、県と町の指定を合わせて4件あります。

柳沢の焼け八幡に関しまして、切込の裸カセドリ、小泉の水祝儀は、大崎耕土世界農業遺産でも、宮崎地区に残る珍しい儀礼として紹介されているほか、開催時には、テレビ等でも紹介されております。生活スタイルの変化や高齢化により、これまでと同様に行事を行うことが困難になってきている団体もあり、このことは、民俗文化財の全国的な傾向として、各団体や自治体で課題となっております。

加美町では、県教育委員会の民俗専門の職員と連携し、今後の在り方や継続していくための助言、指導を行っていますが、文化財係では、活動停止や休止になる前に、貴重な文化財を後世に伝えるための聞き取り調査等を実施し、記録保存を行っております。今後も、これらの団体が継続的に活動できるように支援していきたいと考えております。

次に、町が実施主体や連携協力しているイベントにつきましては、初午まつりや秋まつり、食の文化祭、スノーファンタジー@やくらいの4つのイベントの実行委員会事務局を担っております。また、商工会関連のイベントとして宵一緒まつりや鍋まつり、ナイトバザールなどについて、実施、運営面での協力をしております。今後も、これらのイベントにつきましては継続していきたいと、また、鳴瀬川ダム関連や、山形県尾花沢市などとの広域連携イベントについても検討してまいりたいと考えております。

質問4番目と5番目に関しましては、一緒に答えさせていただきたいと思っております。

観光の振興につきましては、施政方針でも述べさせていただきましたが、中新田地区商店街の観光地化を推進し、にぎわいを創出することで、加美町全体の活性化を目指していきたいと考えております。

中新田地区商店街については、古くから商人のまちとして栄えた歴史ある土地であり、そこに住む皆様、お店や敷地、商店街の景観自体が後世に残すべき観光資源ではないかと考えております。今後、観光地化を進める上では、地元商店街の皆様との意見交換や課題共有の場が必要になると考えております。

それを踏まえた上で、町として具体的な施策をどう進めていくか、観光業界で用いる旅前、旅中、旅後といった観光客の行動に基づき、観光地化の土台づくりに必要な施策の整備を進めているところです。

1つ目の旅前については、加美町への来訪者を促すための取組になります。中新田地区商店街には、加美町が誇るべき3軒の酒蔵やぼのぼの、そして古くから続く商店街の景観といった観光資源があります。これは、加美町にお越しいただくための鍵になるものだと考えておりま

すので、ターゲットを定めて戦略的にプロモーション、PRを行うことが重要だと考えております。

2つ目の旅中については、旅行中の消費を促す取組を指しますが、例えば、加美町でしか買えないほのぼのグッズやかみ〜ごのグッズの製作販売を奨励する支援事業を展開し、商店街への来客増加につなげたいと考えております。また、既存の商店街マップを各要所に設置したり、インターネットの地図検索サービスへの最新情報を各商店の皆様積極的に投稿いただくなど、予算をかけずに、今すぐ取り組める支援策を講じていきたいと考えております。

3つ目の旅後については、リピーターを増やすなど加美町ファンを創出する取組を指しますが、例えば、旅中で購入いただいた加美町ならではの、例えばほのぼのグッズのオンライン販売であったりとか、あるいは、ふるさと納税の返礼品として購入や消費を促す取組のほか、加美町の食をSNSなどで口コミの宣伝を促すだけでなく、来訪後に食材をお取り寄せいただくなど、旅後での旅行消費の拡大が必要かと考えております。観光資源を有効に活用し、また来ていただく仕組みを構築していければと考えております。

次の食の課題です。加美町世界農業遺産大崎耕土の奥座敷というふうに、私最近使わせていただいているんですけども、農業遺産の奥座敷としての加美町、これをPRしつつ、米や野菜など食材の宝庫でありますので、加美町では、例えば食の文化祭を毎年開催したり、食文化を伝承し発信する取組を、先ほどの1つのキャッチフレーズとともに行っていきたいというふうに考えております。

一方、そうしたすぐれた食材を、料理や加工品として生かし切れていないのではとも一方で認識しております。食の課題は、観光と同じことが言えますが、消費者へ行き渡るまでの流通が弱いのではとも感じておりますので、食は観光で非常に重要なテーマでもありますので、各お店の最新情報や加美町ならではの食材を使った料理や加工品の支援に加え、具体的な商品につながる物産展や商談会への支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、将来に向けての構想についてお答えいたします。これまで述べさせていただいた内容は、既存の取組や、今ある観光資源を最大化にする施策であり、観光地化を持続可能にするための土台づくりと認識しております。観光ニーズは、社会情勢の変化に影響を受けやすいものですが、令和3年度に策定した加美町観光ビジョンに基づき、しっかりと観光振興に取り組んでまいりまして、交流人口、またはさらには関係人口を増やしていきながら、加美町のにぎわい、活性化につなげていければと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） ありがとうございます。ただいま町長から、観光に関する概論というか総論というか、今のというような状況をお話いただきましたんですが、今、世界中の野球ファン、そうではなくともスポーツ好きの人たちの目をくぎづけにしていることがあると思います。東北の奥州市が生んだスーパースター、ドジャースの大谷翔平選手、1,015億円の契約金の額もさることながら、野球選手として実績を残して、現代最高、今の最高の観光エンターテインメントを担っている世界の主演だと、そのように思っています。

その同じ奥州市で1000年も続いた岩手県奥州市の黒石寺の蘇民祭、これが1000年続いたんですけれども、今年の2月17日の開催を最後に、その歴史に幕を閉じてしまいました。祭りの中心を担っている人たちが高齢化であり、将来的な担い手不足を考慮したという決断だそうで、ほかからもお手伝いしますよというような、祭りのファンの人たちから要望もあったんですけども、これは神事と言おうか民俗の信仰の部分もあって、お祭り騒ぎで事が片づく問題ではないということで苦渋の決断をしたというような、そういうことで歴史の継承にも大きなうねりが今、出てきているようです。これは、奥州市に限らず、愛知県、福岡県、あちらこちらで、こういう1000年以上も続いた祭りが中止せざるを得ない、担い手が不足しているという現状があるようです。

そこで、先ほども町長からも説明がありましたけれども、我が町に目をやったときに、切込地区のカセドリとか柳沢地区の焼け八幡など、この祭りは全国にも珍しい奇祭とされて、ほかにはない催しとして認知されていると思います。ほかの地区にはない祭りだからこそ誘客の起爆剤になれるかなと企画したいのでありますけれども、この地区もご多分に漏れず継承の明るい見通しはなかなか見いだせない。保存に力を注ぐ地域の住民の方々の強い思いのみに負うところが非常に大であるという状況のようです。

そこで、先ほども町長から一部説明がありましたけれども、県教委の職員の専門の人と、こういった部分と話したいということなんですが、町としては、今後、地域のこうした現象をどのように捉えて、こうした事柄の継承と存続について、どのように具体的に対応して関係を持っていくとか指示をするというふうなお考えか、もう一つ踏み込んで。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今ご質問いただいたことに対しまして、私としても、今3つ、切込と小泉と柳沢のお祭りに関しましての保存または継承というのをどうするかといったことに加えて、実は例えば、最近賀美石なんかでも神楽なんか子どもたちにやって継承されているよう

に、地区地区を見渡しますと、そういう地区の、または集落、地区単位でのいわゆる伝統行事というものが、なかなか継承しにくくなって、もう継承されなくなっているといったようなところもたくさん見受けられています。観光事業につなげていくということになりますと、やはり一番難しいのが、先ほどの蘇民祭の例ではないかと思うんですが、何ていうんでしょう、慣習的にやっていることですので、それを観光事業に直結させるということは、やはりそれを継承してきた皆様の思いといったものが一番大切にしなければいけないことなのかなというふう

に思っております。

私も、特に焼け八幡の場合は、祖母の実家が柳沢でもあるので何度か見たことがありまして、いや、あれはなかなか、やはりほかでは絶対見られませんし、すごいある意味、火を燃やすところなんか見ますと、非常に激しいお祭りだなというふうにも思っております。

ですので、第一に地元民の皆さんの、まず考えというものを聞かせていただいて、それを例えば見学してもいいよとか、または、ほかの方々が入ってもいいよといったような同意が取られれば、一つの観光というものにつなげていけるのかなと、段取りが必要かなとは思っている次第でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） なるほど、そういった視点もあるのかということで、今改めて思い起こさせられましたが、ぜひそういった形で、地域住民の皆さん、やはり伝統であり何百年も続いた、その思いがあると思うんですね。そういったものも、単なる物見遊山ではなくして、そういったもの、ある意味の文化財として継承していくというような視点からも、これは独自の視点でもって売りになるというような思いなので、ぜひお願いをしたいと思います。

それで、先ほども申しましたけれども、全国の祭りの4割は存続の危機が訪れているということで、日本全国、そういった現象が起きているということなんですね。今年もあとひと月後には、我が町の県北最大の祭り、中新田地区の初午まつりが催されます。この初午においても、何年も前からなんですが、山車の老朽化で屋台の骨格が危うい状況であり、あとは我々の同僚の議員が担っているところの分団でも、かじ棒が途中で走行中に折れてしまったなどということもあったりしているようです。

こういったことは、再三再四、町に要望して何とか助けてくれというようなお話がありましたが、ここで今、どのようになっているのか、かつ、今虎舞の舞手も少なくなってきているんですね、子どもさん方が。それでもって舞手の取り合いをしているんですよ、分団ごとに、内情としては。そういったこともあるので、そういったことも何ていうのかな、町の援助

というか援護のようなことで、どのように関わってもらえるのか、または関わっているのか、今の状況をちょっと初午に関してお伺いできればと思います。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。虎舞の山車につきましては、3つの分団の山車が相当傷んでいるということで、すぐにでも修繕が必要だという状況につきましては、私のほうでも把握しております。

それで、その修繕に要する費用、財源をどう確保するのか。まず1つは、文化庁の補助事業を活用できないかということで検討した経緯がございます。ただ、この文化庁の補助事業を活用すると、専門の方に山車を見ていただいて、どう修繕しなければいけないのか、そういった指導が必要であるということで、ただ、専門員が県内にはいないということで、ちょっとこの文化庁の事業、取り組めないなということが分かりました。

それから、財源の確保といたしましてはクラウドファンディング、これを活用したらどうかということで、先日も保存会の方々と協議をしたところでございます。あとそれから、町の財源の確保といたしましても、ふるさと納税の返礼品に、何か虎舞に関するサービスなどを返礼品としてできないかということも協議したところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 協議をしていただいたということは、こちらも把握しています。その協議の内容が、どのような形で今後どう進むのかということは、どのような状況ですか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。まだ協議という段階でございます。保存会の方も、各部に戻って、じゃあ検討してみるというところで、また近日中に協議をする場を設けておりますので、その場で、また改めて話し合いをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 私もこの虎舞に関しては、私の年代より先の人が商店街で踊った人はいんですよ。私が一番最初に踊った商店街の虎子気違いだったんですけども、そういった経緯があって、いまだに保存会なり何なりということでちょっと関わらせていただいているんですが、この件に関して、やはり同僚だったり友達だったり消防団にいっぱいいて、そういった人が一生懸命やっている事実をずっと見てきているんですね。

それで、この間もクラウドファンディングやるべという話をしたら、うちでもいいんだけども、ほかの部の、要するに1部、2部、3部があるので、各分団ごとにそれを独立している考え方というんですか、それでもってやっているもので、なかなか一緒になれないんだということなので、町が県外移住者なり何なり、町のお祭りが存続できなくなるよと、この町に来て初午見られなくなるんだよみたいなことを、要するに町外から出た皆さんに訴えて、ぜひ町のお祭りを維持するということで、各分団ごとではなくて、分団でもいいんです、当然保存会の会長も、代表がいますから、その方と相談をして、それでもって、例えば何百万集まったら、それを3分割して「皆さん、どうぞこれでもって」みたいなことをやってみたりとか、そういったこともいかなものかなという提案もしてきてはいるんですが、今課長が言われたとおり、幹部の皆さんがもう話をしているということだったので、今後の動向を見守りたいと思います。

これに関しては、極力、それこそ県北最大のお祭りなんですよ、人数集まるというのは。ほかにもいろいろ、登米の何とかとか、いろいろ佐沼の何とかとあると思うんですけども、あれだけ人が集まって、それでぴーひゃらどどんやるといってもないと思うんですね。そういったことで、ぜひ、町の顔と言ったらおかしいですけども、そういった部分も担っていると思うので、ぜひ前向きに対応をお願いしたいと思います。

この件に関して、またこれ蛇足なんですけれども、福岡県の筑後市というところで500年続いた鬼の修正会というような、同じような裸祭りというか火祭りがあって、これはかなり過激なので、いろいろ、これもやはり存続の危機があったりして大変なんですけど、伝統行事が好きな人たちが、何というんですか、各グループというかそれをつくって、伝統行事お助け隊なるものを組織して、「私たち助けに行けますよ、よかったら声かけてください」みたいな、そういったことも、何か日本全国で初めての試みで何かあったそうです。これは蛇足なんですけれども、そういった動きもあるので、そういった力もありなのかなというようなことですね。

次に、そういったことで、今は2番、3番目まで行きましたよね。今度、観光の、要するに質問の4番と5番をお答えいただいたことに対してなんですけど、これ今回の施政方針にも記されていました。約今から40年ほど前なんですけど、旧中新田時代の、鳴瀬川があるということで、あゆの里づくりという構想があり、その構想の下に、町内各地の飲食店に協力を要請してアユ料理を提供する仕組みづくりをしまして、それを町内外にアピールして誘客を図った時代もあって、それなりの効果を上げてきた経緯もあったと思います。しかしながら、いろいろな事情でこれが下火になって、なかなか今は大変な状況で、何かこう風前の灯になっているというこ

となんですが、この間の施政方針で、そこら辺も力を入れて、また再構築をしたいというような記録がありましたので、それに期待をしたいと思うんです。

また、さらにアユ料理だけでなく、さっきの旅前、旅中、旅後ですか、そういったことで、ここにまず来てもらって何かを見て、食べて、買って、楽しんでもらって、そして泊まってもらおう。今までは、それがなかったんですね、泊まりがなかなか。ここに来て、いろいろなイベントも過去にありました。それでもって、いろいろ、SEA TO SUMMITであったり、いろいろなイベントもある。来て、イベント参加して、なかなかお泊まりは、当時は泊まってもらっていますというような回答もありましたんですが、なかなかそれも何名か、数名なのか数十名なのか、その程度で終わってしまって、せっかくの宿泊客を逃してしまった経緯というか、逃しているというか、そういったこともあったようなので、ここら辺も重要なことであり、そのためには、今度予算化しなければいけない問題。今のやくらい施設群であったり、あとは旧宮崎地区の今のゆ〜らんの付近の施設であったりとか、そこら辺の再改築なり再構築なりも含めた計画が必要かと思うんですけれども、それに関する見解はいかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 先ほどの最初の大綱の質問にも答えさせていただきましたけれども、まさに伊藤議員ご指摘のように、かなり損しているのではないかというふうに私は、まずこれは統計的なものとか、そういう実態ある数値から今述べているわけではないんですけれども、先ほどの県の観光客の入り込み数の平均十二、三%ぐらいが、そこに宿泊するといったのから見ると、繰り返しになりますが、最大10万人ぐらい、もしかしたら泊まっただけのキャパを加美町は持っているんだと仮定した場合、じゃあなぜ泊まってくれないのかということになりますと、どうしても宿泊所の少なさということになってくるのかなというふうにも実は感じています。

今、SEA TO SUMMITのお話いただきましたけれども、実は昨年SEA TO SUMMITの折に、おそらくモンベルの辰野会長のお付き合いということで、AIGの方々が35人ぐらいだったかと思います、そのくらいの方々がまとまって参加していただきました。そのときに、その方々に、どこに泊まっていますかと聞いたときに、古川駅前のホテルというふうに答えておったわけですね。正直、おそらくそのぐらいの団体様が一気に泊まれるといったところがないということが、まず問題の1つなのかなというふうに強く感じた次第でございます。

さて、そうなってききましたら、今既存の施設、ですから、この既存の施設をどのように活用

していくかということも、1つしっかりと考えていかなければいけないことですが、なかなかなかなか、それを予算をしっかりとしたものにするとなると、かなりかかってきます。おそらく何億円という数字になってくるかと思いますが、さすがにそこら辺は、しっかりと整理してから、その辺少し客観的に数値計算を行ってじゃないと踏み込めるところではないのかなということですが。

またもう一つ、今ホテルチェーンとかが様々展開しておるわけですから、そういう部分の方々、そういうホテル事業者に対しての誘致ということも併せて考えていってもいいことなのではないのかなというふうに思っている段階でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） ほかの視点というか、インバウンドなり、お客さんを誘客するために、いろいろ考えていく、あらゆる方面というか、いろいろなことがもう複雑に絡み合って1つの形になっていくんだろうと思いますけれども、今度は、約1年ほど前でしたか、私、町の中を歩いていましたら、20代前半の若いカップルが、とんでもないところで傘を差して写真撮り始まったんですよ。何だと思って見ていましたら、ぼのぼのの椅子をバックに、それを撮っている。「写真、どうしたんですか」と言ったら、「これ、ぼのぼのですね。私、これ撮りに来たんです」と、わざわざ若いカップルが写真を撮っているのを目にしまして、「はあ、なるほど。ファンってこのようにいるんだね」と思ったことがありました。

さらに、ついこの間なんですけれども、住民バスセンター、ちょっと別の会があった際に、長崎と愛知と岩手とあと東京から来た人が、会議が終わって外にぼっと出たら、そのぼのぼのの漫画というか看板を見て「あらら、あらら」ということで、一生懸命にそこで写真を撮っているんですよ。この人たちは、いずれ住民バスの関係で我が町の力になってくれる人たちなんですけど、そういった方々も、要するに外景を見て、「ええ、ここ何とか、あそこに原画があるよね」みたいな。

それにしても何かちょっと、少しまだ弱いかなということか、だから、そういうことで、オリジナルデザインを活用したグッズの販売とかを計画しているというような施政方針にもありましたけれども、これは、先ほども町長の説明があったので、あえて回答は要りませんが、これは全てもっともっと、もっと何て言うんですか、車にも例えばぼのぼのの絵を描いた加美町の車であったりとか、あと全てあっちこっちにぼのぼのの何とかというペナントを下げたり、要するに、境港に行くとゲゲゲの鬼太郎がトイレの前にバンと、猫娘ですか、女性のトイレにはガーンとあれがあって、その隣には鬼太郎のデフォルメした漫画があるぐらい、あっち

こっちにゲゲゲの鬼太郎なんですよ。それと同じように、ぼのぼの、ぼのぼの、ぼのぼの、ぼのぼのの加美町であっていいと思うし、そういったことを公用車にシールでも作って貼ればいいんですから、そういったことをやると。

私、今から40年前に西武におりましたときに、西武球場ができた、その年に西武の私がいた会社が西武球団を買ったんですよ。そうしたらステッカー、おまえはレオ軍団だからとみんな渡されて、これ全部貼れと。4万人の従業員が、全部西武の応援をさせられた経緯がありまして、そういったことも1つの政策というか何ていうか、やっていかないと、もっともっとぼのぼのを盛り上げるためには、本当にそういうことが必要だと思うんです。

こういったこともいいことなので、いずれにしても優良な情報とかの拡散とか伝達の手段は、今ネットとかSNSという媒体からPRがあっちこっち、すごい功を奏していると思うんです。例えば、東京都なんかSNSで何か都の宣伝をしているんですよ。そういうことで、我が町も、今回のこの事業に対しては、積極的にもっとPRをすることが必要かと思うんです。こういうことで、SNSに加美町の何とかとか、今度こういうことやるよとか、そういったことは今やられているのか、やる計画があるのか、やろうとしているのか、そういったことはどんな状況なんですか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。議員さんご指摘のとおり、やはりそういったSNSなどを活用して情報発信、積極的に行っていかななくてはいけないというふうには認識しております。現在、まず実施しましたのが、グーグルマップがございます。町外の人が加美町に来たときに、例えばぼのぼの館に行きたいというときには、多分グーグルマップで、その位置を確認したりすることがあるかと思えます。そうしたときに、グーグルマップでぼのぼの館をまず探します。そのぼのぼの館の情報をそこでまず仕入れるんですけども、その際に、情報量を増やすために、現在グーグルビジネスプロフィールという機能を使って、先ほど議員さんおっしゃいました、ぼのぼのベンチがありますという紹介するパンフレットの情報を載せたり、そういう機能がございますので、現在、そういったものも活用して情報発信のほうに努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 数年前のことになるんですけども、私たち議員が県北議長会の講演で涌谷町に行ったときに、観光客の受け入れる側の真骨頂は、どこで財布のひもを緩めさせるか、

緩めさせるか、これが一番なんですよ、観光とはというような講演を聞いた記憶があります。まさに今、加美町で、いつどこで何にお金を落としてもらえるのかということ、その戦略、きちんとしたものを立てる必要があると思います。

つい最近だと、山形県の米沢市、海外からのインバウンドを対象にスノーラーメンなるものを開発して、雪の中でまずラーメンを食べると。ラーメン掛ける雪掛ける侍、それをベースにした各種のプログラムを進めて、いろいろな食材の開発だとか、あとはメニュー、あとは、海外からのインバウンドに対するいろいろな対応、要するにビーガンだったりハラールだったりそういったことも含めた食材の開発を行うということで非常に膨らんできて、今一生懸命やっているようです。これは、山形市の企画調整部政策企画課による、それが中心になってやっている事業のようです。我が町でも、そういった民力を取り入れながら、観光の仕組みというものをつくる必要があるかと思われまますので、ぜひそういったことでやってほしいと。例えば、我が町の魅力を先ほどもお話しされましたけれども、酒蔵があつたり、推奨作物ではネギがあつたり、うまいトマトがあつたりします。そういったことで、その掛け算の発想で、農協だけに6次化を任せるのではなくて、売るほうでもそういったことを考えていってもいいんだろうと。

1つ、これも最近の例なんですよ、最初非常に低迷していた紫根石鹸、最初、何だこれというような話で「高いね」という話をしていました。そうしたら、最近販売店に行ったら、「これね、意外と売れるんです。在庫をまた取ったんです」というようなことを、その販売の方々、何店かのお店から聞き及んでいます。そういったことでも、ちょっとPRが不足している。加美町にはこういった石けんがありますよと。皮膚病に大変いいんですよ、体にいいんですよみたいなことを、薬だとそういうことはできないのかどうか分かりませんが、薬剤師さんにでも相談して、もっともっとPRをすべきだと。

そういったことで、仕掛けが必要なんですよ、仕掛け。その仕掛けというのは、例えばですよ、今から何十年前の銀座の三越でマクドナルドが来ましたよね。60年前かな。あのときは、マクドナルドに行列をつくらせたんですよ、仕掛けとして。そういったことで、行列つくって、「何だこれ」ということでニュースソースになってバーンと爆発したと。

あとアイスクリームチェーン、名前はちょっと言えませんが、それも学生アルバイトをいっぱい雇って100人ぐらい並ばせたんですよ。アイスクリームを、それを売ったという経緯もありますし、あとは、東京である洋菓子店が、「あそこの洋菓子がうまいんだよ」というと、売って、100個だったら100個限定で売りますけれども、わざと80ぐらいで売らないんで

す。もうなくなりました。すると、人間の心理として、やはり並んで「畜生、また並んでも」って買うんですね。食べて、そうしたらうまい、それリピーターになります。そういった仕掛けをして、あきんどの人たちは物を売っているという状況がありますから、ぜひ、行政はそれは無理だと思うんですけども、民力を使ってやれというふうに思います。

観光庁の試算では、1.64倍の約503億1,800万円。令和5年度の、2023年補正予算の約689億9,300万円と合わせると、今回以降の3年計画での国の予算は、インバウンドなり観光にかけるお金が1,200億円あるそうです。ですから、これを見逃す手はないんです。ですから、我が町でも、産業振興課長さんですね、その方が中心になって、この間もお話ししましたけれども、令和6年度の観光庁関係の予算の決定概要が出ていますから、それを使って、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

ちょっと時間が押していますので、（「2問目、入ったほうがいいですわ」の声あり）はい。ちょっとまだ残っているんですけども、やはりちょっと時間の配分間違えましたね。

それで、次の道路行政に関してお聞きをしたいと思います。

道路の維持管理について。道路の行政は住民生活の根幹をなす業務であって、今なお道路に対する住民の各種要望は絶え間なく続いていると思います。約1世紀も前から、道路を造って管理をしていれば町は何とかなると言っても過言ではないぐらい、道路行政は大切なものとして扱われてきました。今でも、主要幹線道路の早期の着工、日常生活道の側溝改修や道路に関しては、住民の生活にかなりのウエートを占めているものが多くあると思います。

そこで、道路の状況の把握はどのような方法で行われているのか、補修や改修のサイクルはどのようになされているか、商店街の歩道における樹木の成長に伴い、路面の隆起による損傷が非常に多くなっているのを、どのように考慮されているのか。さらに、災害時以外での緊急性、要望性の判断はどのようにして行われているのかについて、お伺いをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） では、道路の維持管理についてお答えさせていただきます。急いで答えていきます。

1点目の、道路状況把握はどのような方法で行われているのかということに関してご回答します。

町道及び歩道につきましては、町、現場、業務職員がパトロールを行うほか、職員だけで町全域の路面状況を把握するのは困難であることより、地域の区長さん及び安全安心パトロール隊、町内郵便局との連携協定により、路面等の異常箇所の連絡をいただくなどして安全確保に

努めております。

2点目に関しまして、補修や改修のサイクルはといった質問に対しましては、前段のパトロール等によって把握した箇所で、ポットホールや段差で事故につながるおそれのある場合は、業務職員による応急補修や業者依頼を行い対応しております。また、補修までに時間を要する場合は、バリケード等の危険告知対応を行っております。

アスファルト舗装の改修については、財務省の法定耐用年数並びに国の指針であるアスファルト舗装要綱では、耐用年数が10年となっております。したがって、10年程度で舗装を改修するのが理想であると考えますが、過年において築造し、舗装の傷みが大きい路線が多々ありますので、損傷具合と交通量を踏まえて対応しています。

3点目の、商店街の歩道における樹木の成長に関する、または路面の隆起による損傷についての質問に関しましては、街路樹なんですけれども、夏の日差しを遮ったり、排気ガスや騒音や和らげたり、道路沿いの景観づくりなどの目的によって、特に町なかの道路に植樹しているところがございます。

樹木の成長に伴い、枝張り具合などで通行に支障が出てきている路線につきましては、毎年剪定を行い、枯れ樹木等で倒木のおそれがあるものにつきましては伐採するなどして通行の安全に努めています。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、成長した樹木の根が太くなり、歩道の舗装を持ち上げたり、縁石を壊したりと、通行に支障を及ぼしているところが樹木の成長とともに年々増えているのは、そのとおりでございます。安全に通行できるよう、なお努めていきたいと考えております。

4点目の災害時以外での対応の緊急性、優先性の判断はどのようにといった質問に関しましては、緊急性については、車両の通行による振動発生箇所や事故が発生するおそれがある箇所などとしております。優先性については、交通量が多い幹線道路や、応急補修の箇所や損傷が多い道路などとしております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） ありがとうございます。主要な大きな幹線の道路に関しましては、町長自らが各省庁に出向いて要望活動を行って、今も継続中であるということは重々理解しておりますし、我々も同一の歩調を持って支持するところであります。しかし、今後も審査される予算においても道路改修事業等が計上されているわけですけれども、今回は主要な幹線道路と

か、例えば宮崎地区から山形に抜ける道路というようなことではなくて、今町の管理下であって、日常の生活の中で使われている町道の維持管理についてお聞きをしたいということであり
ます。

改めて、現場の分析なんですけど、現在、加美町の全てに言えることですが、町の道路は、あちらこちらかなり傷んでいるということがあります。役場の本庁舎を中心に、例えば半径2キロ圏内をいろいろ歩いてみたときに、車道のひび割れはもちろんのことなんですけれども、陥没だったり沈下しているところだったり、また、歩道においては先ほど申し上げました隆起であったり、これも、上は先ほどの樹木の伐採だったり剪定であったり処理してもらっているということなんですけれども、下が盛り上がり、何ていうんですか、平らな道路が凸凹になってしまっているという状況があるんですね。

日常、車両移動が多い状況下で、皆さんも車で動いているのか、なかなか気づかれない場合が多いかもしれませんけれども、歩行移動の際には、道路の傷みがかなり激しくて転倒している人が結構いるんです。

さらに、商店街の美化の観点からも、それこそインバウンドを呼ぶでも何でも、町が汚いんですがたがたではどうしようもないということもあるので、そういった視点からも性急にどうか、要は、吉田呉服店さんから役場に行くまでの道路もさることながら、あそこは目をつぶって歩けません。そういったことで、早急に対応が必要かと思うんですけれども、その件に関する見解がもしあれば。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。議員さんご指摘のとおり、これまで課のほうで、どうしても車道のほうの傷みが、路線の数だったり延長だったり、車道の傷みがちょっと多いもので、車道のほうにしか目がいていないというところがございます。それで、歩道のほう、やはり木の成長とともに根っこが大分生えてきて、大きくなってきて隆起したりという状況がどんどん増えてきていると。

それで、パトロール等は行ってはいるんですけれども、なかなか箇所数も多いもので、ちょっと見切れないというところで、転んだというような報告をいただいて、その部分の応急補修をしているという、ちょっと後手後手な状況になっているというのは議員さんご指摘のとおりでございます。

なので、今まで車道に目を向けていたのを、歩道のほうにもちょっと目を向けて改修計画などを対策してまいりたいと考えています。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。発言残時間が1分切りましたので、考慮して（「今、2つ質問して終わります」の声あり）よろしくお願いします。

○16番（伊藤 淳君） 回答だけ、あと求めます。まず1つ、今まで転んだんだということで、けがしたりした人から賠償請求だとか、そういった問題が過去にあったかどうかがまず1点。

もう一つは、道路維持管理計画なり何なりがきちんとサイクル的にも示されているのかどうか。もしあるとすれば、それを区長さんなり、人々が計画が共有できるようなシステムがあるかどうか、なければつくる計画があるかどうか、この2つに関してお答えをいただきます。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。過去に賠償請求がというご質問について、私が覚えている範囲では、そこについては1件だけ、幼稚園の課外活動中に、本来あったはずの側溝の蓋が車の往来で飛んでしまっていて、そこに園児が落ちてというのは、それは幼稚園のほうの、まず何か保険のほうで対応されていたかと思います。

あとは、サイクルのほうなんですけれども、一応計画立てはするんですけれども、なかなか箇所数が多いもので追いつかない、どうしても後ろ回しになってしまっているというところがございます。

○議長（早坂忠幸君） 8秒ありますから、もう1問いきますか。伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） それでは今後、なかなか追いつかないことを具現化するために努力をしていただけるかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。なるべく具現化できるように頑張っていきたいと思えます。（「終わります」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして16番伊藤 淳君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時まで。

午後0時12分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

ここで、建設課長より発言の申出がありますので、許可いたします。建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。午前中の伊藤 淳議員からの道路の維持管理に関するご質問で、道路の不具合に対する損害賠償に関する質問があった際に、幼稚園児が蓋が外れ

ている側溝に落ちて、園のほうの保険で対応しているという回答をさせていただきましたが、園の保険と併せて町の保険も一応手続、今やっております。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 通告6番、14番佐藤善一君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔14番 佐藤善一君 登壇〕

○14番（佐藤善一君） 私は、通告しておりました大綱3問について一般質問をいたします。

まず、1問目ではありますが、風力発電差止め及び違法確認住民訴訟事件の取下げについてと題しまして、①取下げの理由の1つに、町が合同会社JRE宮城加美との地上権設定契約を不利益なものと認めたとあるが、いつ誰が判断したのか、また、その根拠は。②契約変更に向け協議を行っているとあるが、どのような変更をするのか。③町民の理解を得ない限り、絶対に事業を進めない、町有地を貸さない、保安林を解除しないでほしい、こういった請願に対し、議会は不採択の立場を取っているが、町長の見解は。

以上3点について、お尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 佐藤議員からは、風力発電差止め及び違法確認住民訴訟事件の取下げについてのご質問を、大綱1点目として小項目3つに分けてご質問をいただきました。順次回答させていただきたいと思います。

まず、1点目の取下げ理由に、町が合同会社JRE宮城加美との地上権設定契約を不利益なものと認めた判断とその根拠はという質問にお答えいたします。

まず、最終的な判断としましては、私自身が判断させていただきました。私は、就任当時より、地上権設定契約の条項について、町が不利な契約となっていると判断しており、9月定例会の所信表明、その後の朝日新聞のインタビュー記事、町政懇談会等、一貫して契約の見直しを行っていくことを明言させていただいております。

その理由に関しましてということと②に関しましては、一部重複するのでまとめてお答えさせていただきますと、昨日、三浦議員の答弁と重なりますが、地上権設定契約の第12条にあります債権放棄に関連する条項、これは、この部分に関しましては特に不利益性があるというふうにかえまして、ここを中心に、今JRE側と、この点を中心に変更といったものを進めている次第でございます。町有地の風力発電施設のさらなる安全性の確保と、住民の安心安全につながるものと考えております。

次に、3点目の町民の理解を得ない限り絶対に事業を進めない、町有地を貸さない、保安林を解除しないでほしいという請願に対して、議会は不採択の立場を取っているが、町長の見解はどうかということに対してお答えさせていただきますが、この部分、請願に対しまして議会は不採択の立場を取っているという部分に関しましては、私、これは私の解釈または議会広報なんかで確認させていっても、一部採択といったようなことではないかというふうに考えております。

また、町民の理解を得ない限り絶対に事業を進めない、町有地を貸さない、保安林を解除しないでほしいという請願という部分に関してですが、請願に関しましては、12月の伊藤議員からの資料提出もございまして、また議会広報なんかでも公表されていますけれども、6項目の請願内容がありまして、それに対しまして、議員の皆様で一つ一つを審査し、先ほども言ったように、6項目のうち4つが不採択で2つが採択というふうになったと理解しております。

また、議会での採択というものに関しまして、この請願に対する採択、不採択を決めていただいたといったようなことであり、例えば、これの反対理由、例えば町民の理解を得ない限り絶対に事業を進めない、町有地を貸さない、保安林を解除しないでほしいといったようなことの請願であったとしても、請願に対して一つ一つの採択の逆が真であるとは私は理解しておりません。

したがって、法令の環境影響評価などの、事業者が仮に基準を満たしていることだけをもって、町民の理解を得ないまま事業を進めてよいであったりとか、事業者に対し町有地を貸したり、保安林の解除に同意してよいということにはならないのではないかと考えておる次第でございます。

私は、さきの選挙公約で風力発電所設置計画の阻止を掲げ、就任後の所信表明におきましても、住民理解が十分に得られていない状況を鑑み、町有地の賃借や、また保安林の解除に同意しないことを強く表明させていただいております。風力発電事業に限らず、民間事業者が様々な事業を町で進めていく際には、法令や環境基準等を守ることを大前提とし、町民への丁寧な説明と、その理解を得て、信頼関係、協力関係を築いた上で事業を進めていくことがとても大事だというふうに思っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 町は、これまで終始一貫して、前町長も職員も、契約書には何ら問題はなく、庁舎内で十分検討を重ね、町に不利益をもたらす契約内容でないと述べてきました。顧

問弁護士の確認を取り、公有財産取得処分検討委員会にかけ、さらに全員協議会で2回にわたって説明をし、関係機関、金融機関のリーガルチェックを受けて、そういったことで現実性の高い計画であると、前回、町側が答弁されております。

それが、今回一変して、裁判所が判断を下す前に町が不利益なものと認めたということであり、原告は、住民監査請求が却下されることを不服として訴訟を提起したわけであり、徹底的に、裁判で違法性、不当性を立証するべきではなかったのかと思うのであります。町長としても、裁判で決着がついたとき、事実か事実でないか、その判断になると前回答弁されております。原告の違法性が認められ、勝訴して初めて、法的根拠に基づくJREとの契約を変更するべきではなかったのかと思うわけであり、町長のお考えをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 佐藤議員からご指摘をいただきましたけれども、端的に言いますと、私は全くそのようには思っておりません。今回の係争といたしましても、原告側の主張というものは、決して町が、今後、風力発電所によって不利益を被るのではないかとといった部分を指摘されたわけでございます。ですので、それに勝ち負けといったようなことは、正直申し上げまして、勝ち負けということはどうでもよいことございまして、この町が将来にわたって不利益になる局面があるかないかということだけでございます。

様々なリーガルチェックを得て、これは認めたものだ、弁護士も入ったものだというふうなご指摘をいただきました。それは、弁護士さんは客観的に見て、そのように町と業者が契約するならばそれでよしといったようなことで、契約書自体に瑕疵があるというよりも、契約書の中の内容において、私は瑕疵があるというふうに判断しております。

契約というものは、結局、AとBの2者を例えて契約というものをしたときに、民法にもありますけれども、公序良俗、例えば、あの人を殺してきたら幾らやるよといったような契約でない限り、その2者の契約というものが優先されるものでございますので、その契約書自体に何かおかしいところがなければ、あなたたちがそう決めたんだとしたら、それでいいでしょうということになるかと思えます。

それで、例えば内容の面で先ほど12条と言いましたけれども、すみません、字が細かいので眼鏡をさせていただきます。例えばこういったところがあるわけですね。「甲の乙に対する一切の債権に対する乙の支払いは、本事業に関してその時々乙が保有する現金、預金及び財産に限定される」といったようなところが、12条の、いわゆる問題ではないかと、不利益に将来なる可能性があるのではないかといたように、例えば私が指摘させていただいたところでご

ございますけれども、これをかみ砕いて言いますと、例えば将来的に町が何らかの債権を事業者に対して持っていたとしても、事業者のほうで、いわゆる倒産等で支払うお金がなくなったという場合、町はそれを回収することはできないということをあらかじめ決められているものがございます。

これは、私はやはりこういうのは不利益ではないかと。例えば、町の債権が必ず回収できるようにするなどという条項であったら、これは不利益とは言わないといったようなところでございます。例えば、そのほかにでも様々な貸している土地が災害に遭って地割れとか、崖崩れだとかということが起きた場合を想定したときに、その崖崩れとか地割れというものを直ちに町の費用で直せと読み取れるような条項もございます。こういう点も私は問題だというふうに思って、今回の修正はできないかといったような協議を継続している点でございます。

いずれにしても、裁判のことに关しまして町民の皆様が訴えてきたことでもあります。ですから、町民の皆様と徹底的に勝ち負けを決めるまで争うということ、これ自体、私は町にとって不利益なことではないかというふうに考えています。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） そもそも、この訴訟には無理があったんですね。町の違法性や不当行為を立証できなければ、請求は棄却されます。棄却されると予想して、町長は棄却というその不名誉な結論を回避するために取り下げたのではないのですか。

では、なぜそのような訴訟を町長選挙前に働いたのか。前町長が不正を働いたような印象を与えるためとしか私には映らないんですよ。そうでないというのであれば、原告が訴訟し、勝ち取った上で、町長は契約の変更を行うべきでなかったんですか。現に、前回の答弁では、裁判所で判断を下す、いいか悪いかについては、そのように答弁されておりますが、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） そもそも、この裁判というものは、個人が訴えられているものではございません。確かに、被告は、今回の選挙では私、加美町町長石山敬貴といったようなことになっております。

佐藤議員は、まるで、ここで前町長に対してまで不名誉なことというふうにおっしゃっていることが、私はそれを何か印象づけるようなことになるのではないかと思います。また前回、裁判で判断されるというふうに私が答えた部分に関しましては、それは原告側の口頭陳述、最初は口頭陳述でいいのかな、言葉として、口頭陳述に関しまして「こんなことはないことじゃないのか」というふうなことをおっしゃいました。それは、原告側の主張に対して、既にここ

で、裁判所でもないこの議会において断ずるということがおかしいのではないですかというように意図でお話しした記憶がございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 行政は、全て法にのっとって行うべきだろうと思います。答弁の中で、風力発電事業にかかわらず、法令や環境基準を守ることを大前提として事業を進めるといったことがあります。もし、法的根拠なしに、一部の住民から納得がいかないと言って契約を変更することが可能であれば、今後、新庁舎建設のために様々な契約が締結されると思いますが、一部の住民から異を唱えたならば契約の変更はあり得るということになるかと思いますが、町長、このようなご理解でよろしいですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 全てが全て一元的にできることではないかと思っております。ですからこそ、例えば前回のお話ですと、全協のときにカナディアン・ソーラー、今回のソーラーについて、この議会でもお話を皆さんにさせていただいたといったように同様に、そのつかさつかさにおきまして判断していきながら、できるだけ多くの皆様のご意見を賜ると。判断に難しいことに関しては、皆さんのお知恵をいただくといったような姿勢を通していくことが私は大切だと思っております。

そして行政、もちろんこれは法的なルールにのっとって行っていくといったようなこと、これもまた重要です。ですから、別に今回の契約の改正に関しても、何か脱法的な行為を行っているわけでもございませんで、町とJRE、事業者との間で修正協議はどうでしょうかといった場合におきまして「分かりました」といった、何ら、そこでこちらから圧力をかけたとか、そういうわけでもなく受け入れてもらったといったような経緯がございます。

ですから、今回、今の、もう少しだけ佐藤議員のご質問に対してお話をさせていただくならば、行政はもちろんそうですけれども、また、そういうような微妙な判断を行っていくというのが、私は、私自身も、また、ここにいらっしゃる議員の皆様も、選挙という立場で選ばれてきた政治家でございますから、政治判断というものをしっかりと行っていくことも、これを行政に円滑に回していくことの役割、責務だと私は考えております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 昨日、三浦議員に対する答弁の中で、債権放棄について、今見直しを行っているという答弁がありましたよね。債権放棄については、覚書で議会の議決を経ることと

されていることから何ら問題はないと思うんですが、覚書も本契約も同等の効力を持っているわけでありますから、本来の契約の見直し、こういったものは必要ないと思うのであります。

結局、覚書の内容を本契約に盛り込んで、自分が正しいかのように見せているのではないですか。私はそう思いますよ。実質的に、何の変わりもない今回の契約変更になるかと思いますが、どうですか、町長。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 佐藤議員、私が正しいように見せかけているだけのためのパフォーマンスでやっているというふうなことをお話になりたいんだなというふうに、今のご質問かなと理解させていただきました。

いや、そうではありません。ですから、先ほどもお話ししたように、例えば別な条項なんかも協議の対象に、俎上に乗っております。その中におきましては、例えば地割れ、ご想像いただきながら、お話を聞いていただきたいんですが、例えばここに風力が建っていたとします。そこが、地震等や大雨等で全て崩れました。例えば、今回の東日本大震災とか能登の地震のような、あのような被害があったとしても、そこは無条件で、町の費用でそこを修復するようにと読める条項もございます。これを不利益と言わずして何と言うのかというふうに私は正直思います。そういう部分を改定して、将来に様々な禍根を残さないように、今からかちっと決めていくということの修正でございます。もちろん、議会の皆様に審査いただくという協定書といったもの、覚書、協定書などというものも引き継いでいこうというふうなことで協議は進んでいるということでございます。引き続き言いますけれども、自分の見栄えだけのためにやっているわけではありません。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 取下げの2つ目の理由に、町内に計画されているほかの2事業者にも反対の意見を表明していると、こういうことでありますが、JREにだけ貸して、ほかの事業者には貸さないということは、公平性を欠くし、議会で町有地を貸与しないでほしいという、こういった請願に対しても反対の立場を取っているんですよ。

庁舎建設で、町長は、議会の意思は重い、尊重しますと言っておりますが、まだどこに建設するか分からない時点で、事業者から実際に計画書が出てから見直しだって考えたらよろしいのではないかなと思うんです。必ず、建設する前に町長の意見を聞く機会がありますから、その後もいいのではないですか。どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 現在、まず一番大切なことは、立地場所と今の計画段階を見させていただいたときに、例えばJREだけ、まず、JREに対して貸したけれども、日本風力やGPIに対して貸さないということだと思いますけれども、それに対して、おかしいのではないかと、不公平ではないかといったようなことだと思います。

しかしながら、それは、それぞれの事業者が、この風力に限定させていただいてもいいかと思えますけれども、どの場所に立地するのか、または、どれくらいの数とどのくらいの規模で建てていくのかというだけでも、また違ってきます。ですから、一元的に、Aの業者に貸したから、BとかCに貸さなかったということがあったとしても、そこに関しまして不公平というふうに言われる筋合いは、私はないのではないのかなというふうに思っております。

確かに、ご指摘のように、計画段階と言いながらも、現在、私が聞いている、または公開されている、彼らが住民説明会等でしゃべっている数、または立地条件というようなものを考えても、私は、私自身が住民の皆さんに「あそこに建てた場合、安全ですよ」といったように、当該事業者、2事業者に対して代わって説明をしていたとしても、とてもとても安全性とか、または、昨日三浦議員からもご指摘のように、騒音の問題等もあるわけです。今回、あるというふうに、1つ事実、そのようなことが実際出ているわけですから、それに対して全くごさいませんといったようなことを言って歩ける、私は知識も知恵もごさいません。ですから、やはり現の段階で、しっかりと反対といったことを引き続き表明させていただきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 今、騒音のことを、お話があったけれども、何か地区総会するとき、何か業者から変わったことないかということで聞いたところ、ちょっと音がするなというようなことで、そんな苦情までの段階ではなかったらしいです。

環境アセスメントは、言わば地域環境の保全と発電事業の両立を図るための枠組みであるかと思えます。施政方針で、町長は、脱炭素に努めてまいりますと述べておりますが、まさに、風力発電は二酸化炭素を排出しない有力なエネルギー事業であると思えますが、この点の整合性についてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） これも繰り返しの答弁になっておるかと思うんですけれども、風力発電という発電の仕組み自体、脱炭素にはつながるかと思っております。しかし、繰り返しですが、じゃあその風力発電所をどこにでも建てて、それをやること自体が、それでいいのかというこ

とと、脱炭素に対する姿勢というものが必ずしも一致するものではないというふうに思っております。

ですから、脱炭素対策としましては、今回、これは皆さんから聞きましたけれども、カナディアン・ソーラーがゴルフ場の跡地云々ということに関しても、あれは一概にいいものだというふうにも言えないといったような事情があるわけです、私たちには。しかしながら、その一方で、じゃあ太陽光パネルが全て駄目かといったわけではございません。ですから、町におきましても、公共施設の上に太陽光パネルを張り、そして脱炭素に努めていくといったようなことです。

必ずしも、何かと何か100対0ということではないかと思っています。ですから、そこを見極めていくのが私たちの立場であったりとか、議会の皆様とこういうふうな議論がなおのこと必要だというようなことになるのではないかと私は思っています。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 土砂災害や環境への影響を懸念する声があって、再エネ地域共生促進税、こういったものが導入されたわけですが、県では、これを踏まえて地域の合意形成に係る基本的な考え方が示されております。

その1つに、関係者間の信頼関係の下に議論を進めること。2つ目に、感情的な対立は避け、可能な限り客観的なデータに基づいて議論すること。3つ目に、地域の考え方を尊重することとして、その中の1番目が、再エネを最大限導入することが必要であること。2番目に、再エネ発電設備の導入には地域との共生が必要であること、こういったことが示されております。

つまり、自治体と事業者側、地域住民、こういった信頼関係の下で、地域との共生を目指して議論してくださいと、こういったことだろうと思います。この点についてどうお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今、佐藤議員がおっしゃったことというのは、誠に正しいことだと思っています。ですから、また今回の風力の話为例えに出させていただければ、じゃああその宮崎の地区、または色麻も含めることになるかもしれませんが、そこをまた県境も含めて150近くの風力発電所を建てていくということがいいのかどうか。それが例えば環境破壊につながらないのか、地域住民の合意が得られないのかというようなことに関しまして、その方針でいかなければいけないかと思っています。

じゃあ今般、なぜここまで風力問題に関しまして、やはり様々な、例えば先般の昨年8月の選挙で、このことも1つの討論材料となったと、議論の材料と、争点となったといったような

までになっているのかと言えば、やはり、きちんとした住民合意がなされないまま風力の発電所の建設計画というものが進んでいると、いったというようなところに起因するのではないかというふうに思っています。

ですから、今般、JRE10基というものは、これは契約が成って、4月から、契約の修正は今後あって、そして、かつ4月2日といたしましたか、2日から本格運転ということになっていくわけです。

ですから、様々先ほど、漆沢地区のやつは大したことないというようなご報告もいただきましたけれども、その辺に関しても、本当は1つのモデルとして、慎重に私たちは、10基も活用させていただきながら、まずしっかりとしたデータも取っていく、また取るように、私はJRE側に言っているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） さっき、地域共生を目指す点でございますけれども、旭地区の活性化にとっては、旧旭小学校の活用が鍵となってくると思います。そのためには、風力業者に入居してもらって、家賃収入を得て、周辺の水力、風力、太陽光、こういった環境教育に取り組むことで地域活性化につながると私は思っております。

事業者は、地域の人たちと一緒にあって、ここに事業をやっている以上、10年、20年、30年と地域貢献をしたいと言っているんです。将来的な人口動向などの長期的な観点から見て、このほうが、より現実的な活性化につながるのではないかなと思っております。より社会的に土地利用の意思決定が必要かと思いますが、町長どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今、佐藤議員から、旭地区の旭小学校の利活用の1つの案というものを、ここで提示していただきました。ただ一方で、今現在、私も先般、旭小学校の利活用のことで、コミュニティーの皆さんと話し合う機会がございました。

実際、あそこの利活用に関しましては今、コミュニティーの皆さんを中心に、どのように活用するのかといったようなことで、町のほうにもいろいろとやり取りをし、具体的な旭小学校の活用方法、こういうふうにしていただけないかといったようなやり取りが来ております。

しかしながら、ですので、利活用に関しましては、旭地区の皆様をお願いしている部分、または尊重させていただく部分もありますけれども、残念ながら、佐藤議員も旭地区のご出身であること重々承知ですけれども、そのようなことを、私は、旭地区の方々から、まだ公式にはいただいておりませんので、ぜひ、それは旭地区の皆さんとの協議のほうが先なのではないか

というふうにも思っておりますし、また、議員としてのご提言だといったようなことで聞かせていただきました。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 次の2問目に入ります。

旧宮崎中学校跡地の活用についてと題しまして、①現在、活用策についての見通しはあるのか。②宮城県からのクライミング場建設についての要請を断ったと聞くが、その理由は何か。③スポーツによる地域活性化の取組を検討してはどうか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 大綱2番としまして、旧宮崎中学校跡地の活用について、3点お話をいただきました。

まず1点目、現在、活用策についての見通しはあるかということに関しまして、現時点においては、具体的な活用策の見通しについて、ここで、議会で述べさせていただくぐらいの具体的な案というのは出ていないのが現状でございます。

ご承知のとおり、宮崎中学校は、敷地面積が全体で約5万8,000平方メートル、運動場だけでも約3万7,000平方メートルありまして、建物面積も、校舎が約4,600平方メートル、体育館が約2,400平方メートル、セミナーハウスと呼ばれる合宿ができる建物も別にあるという、かなり大規模な施設でございます。

検討に当たっては、民間事業者との対話、意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握できるサウンディング型の市場調査を取り入れながら、民間活力を積極的に活用するなど、より有効で効果的な利活用を図るように、今後進めていきたいというふうに考えております。

あと、引き続きですけれども、情報としまして、私が就任する以前から現時点までにおいて、民間から、中学校跡地の活用について提案されたこともございます。例えば、外国人向けの日本語学校の誘致、民間の研修施設の誘致、地域の脱炭素化に向けた蓄電施設の整備、アメリカで行われているアクティブシニアタウンの整備などがございます。

宮崎中学校が閉校してから間もなく1年が経過いたしますので、施設には、毎年維持管理費もかかるため、あまり時間をかけることなく活用策を検討していかなければならないというふうに考えておる一方で、もちろん、民間事業者からのご提案をいただく中におきましても、やはり地域の声もそこに取り入れながら、地域振興や活性化を実現できる事業の誘致に努めてい

きたいというふうに考えております。

次に、宮城県からクライミング場開設についての要請を断ったと聞くが、その理由は何かとのご質問にお答えします。

ここ、ちょっとご理解にそこがあるので、訂正もさせていただきながらになりますけれども、まず、県からの要請というふうにおっしゃいましたが、これは、加美町に対する移設設置の公式な要請といったようなものはございません。県は、県立クライミング施設の在り方検討を行うこととしており、その前に、加美町でクライミング施設の設置希望があるのであれば、当初の移設経費は支援することも考えるので、移転希望があるのであれば意見を欲しいといったような打診があったというのが事実関係でございます。

要請といいますと、何か宮城県のほうから加美町いかがですかといったような、向こうから来た話というようなことでありますけれども、そういうことではないということをご理解ください。

それを踏まえまして、経過などについてお答えします。県は、宮城県第二総合運動場について、今後の整備の方針を検討するため、有識者会議を設置し検討を進めているようです。中でも、クライミング施設については、壁面の造りが国内外の大会規定に合わないことや、指導者が常駐していないことなどの理由により稼働率が低く、廃止か改修か、慎重な判断が求められているようです。令和6年1月に示されました宮城県第二運動場等整備方針では、クライミング施設について結論を見送り、競技団体と引き続き協議調整を図り、施設の在り方を検討していくとされています。

スポーツクライミング競技を主管する山岳連盟は、令和7年に東北総合スポーツ大会が宮城県で開催されることや、利用率向上及び選手の育成強化に資するため、宮城県第二総合運動場に設置しているクライミング施設について、県に対し、スポーツクライミング競技施設の整備方針に関する意見書、また、スポーツクライミング競技施設の整備と運営に関する要望書を提出し、施設の存続と加美町移設の要望が示され、同様に加美町山岳連盟より、加美町のボルダリング施設と併設することの利便性や規定に沿った大会の開催につながることの説明がなされ、要望書も出されました。

町では、県のクライミング施設の移設について、既設のボルダリング施設との関わりや交流人口増加、地域経済の活性化も見込まれることから、移設について宮城県山岳連盟と検討を重ね可能性を探ってまいりましたが、移設後の維持管理費について、最終的に宮城県と調整がつかなかったため、今回は見送ることになった次第でございます。県は、引き続きクライミング

施設の在り方について検討するとしているようでございます。

最後に、スポーツによる地域活性化の取組を検討してはどうかとの質問に対して答えさせていただきます。

ご提案に関しまして、ありがとうございます。宮崎地区には、陶芸の里スポーツ公園があり、町のシンボリックなスポーツ施設として、町内のイベントのほか各種大会や合宿など多くの町内外の方の利用がございまして、スポーツによる地域活性化を考えたときに、陶芸の里スポーツ公園を拠点とし、陶芸の里ゆ〜らんどや宮崎地区の商店街などにも足を運んでいただけるような動線づくりが大切であろうと思います。前段にもございましたが、旧宮崎中学校は、かなり大規模な施設になりますので、民間の活用が必要ではないかと考えております。

検討に当たっては、業種の枠にとらわれない形で民間事業から提案をもらい、また地域の意見も取り入れながら、地域に利する活用策を模索してまいりたいと考えております。具体的な進め方などは、これからになりますますが、新年度になりましたら、利活用の検討に着手していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 県からのスポーツライミング場の加美町移設の打診、さらには宮城県山岳連盟からの移設要望書を見送ったということでもあります。私にとっては、大変残念なことだと思っております。元オリンピック実行委員長を務められたマネージャー、埼玉から見に来たそうですが、ここなら立地にはふさわしいと言ったそうであります。特に、体育館の隣の柔道場、これは、選手の控室としては最も適しているということでもあります。旧宮崎中学校には、合宿所、セミナーハウス、お風呂場、こういったものが隣接しており、校舎は全暖房が通っております。

現在、廃校となった宮中の維持管理、メンテナンスには、使われていないんですけども年間400万円近くのお金がかかっており、再利用がなければ老朽化が進み、さらに管理費が増して負の連鎖を招くリスクがあります。山岳連盟が言っているように、大会や選手の育成強化、さらにはボルダリング等併設したことによって、利便性や規定に沿った大会が開催されるということで、とても有意義な施設になるかと思っております。もう一度検討して見る必要はないか、どうですか、町長。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ちょっと反問みたくなってしまうと問題あるからですけども、冒頭お

っしゃってくださった、先ほどのジュウドウカと言いましたか、そういう方々がちょっと公式にいつご訪問されていたのかというのを、少なくとも私は全く存じ上げなかったものですから、後でも構いませんので教えていただければと思っております。

もうちょっと、現場事情というんですか、佐藤議員のほうにお伝えさせていただければと思うんですけども、当初、私たちも、これに関しまして非常に可能性というものをいただきました。そしてもう一つですが、再度ですが、宮崎中学校にというふうなことは、私も副町長もですが、一度も宮崎中学校を、その、今、仙台にあります、いわゆるリードと言われるあれですね、ボルダリング、クライミングでいいですか、クライミングのあの施設の移設に関して、当初、私どもに来ていたのは、薬葉の、向こうのボルダーの施設の向かい側、ですから温泉群の向かい側に駐車場がありますけれども、あそこというふうなことは、県を通して言われています。ですので、今、佐藤議員のほうから宮崎中学校をといったようなことは、これは本当に公式には何もないんです。

ですから、そういうふうに、どういう形で見学に来られてきているのかというような方々もいるのかもしれませんが、私たちのほうには、全く公式にありませんので、それに対して検討も、正直、その点に関してはできていない、または情報としてないといったのが事実関係なので、その部分ご理解ください。決して否定的なものではなかったといったようなことも含みます。ですので、そういう情報がありましたら、ぜひ紹介していただければと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） ボルダリングの指定管理の代表の方とお話ししてきた際のことです。クライミングの人口が少ないのではないかとご指摘もあったようですが、スポーツクライミングの人気は、ここ数年大きく伸びてきておりまして、70万人とも言われ、大学、課外活動、山岳競技の普及により、柔道の人口に迫る勢いで、野球やサッカーといったメジャースポーツになる日もそう遠くはないと言われております。オリンピック競技としても採用され、ここ数年、日本人の選手の活躍は目覚ましく、今年は県の国体選手に、やくらいWALLから2人出ることになっているそうでありまして。超人的な体力、技術、こういったものが見る競技としても魅力十分であります。

合併して、何もかもなくなる宮崎地区の目玉、起爆剤となると思いますが、思考を町長、未来のほうに向けてお考えをいただきたいと思いますが、取りあえず、宮崎中学校体育館にこのものを造ることについて、もう一度お願いをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） さらに体育館なんですね、場所の設定というのは。すみません、全部初出の話なので、給食ホールとか食堂のところではないんですね。後でちょっとゆっくりお話をしましょう。

いずれにしても、もちろんすごく重要になってくるのは、佐藤議員もお分かりのように採算性なんです。造ったはいいけれども、これから様々な管理をやっていかなければいけない。あまり、何でもかんでも、銭目の話ばかりしてんのも大人げないかもしれませんけれども、そこも現実でございます。すると、どのくらいの管理の方がするのか、また、先ほども言いましたとおり、私たちは菓菜のところの駐車場という話までは聞いていて、大体そこだと年間の修繕費または人件費、そして、ここに大会があるたびに、何ていうんですか検査をしなければいけないというようなこと、そこからどのくらいかかるかといったようなことを試算させていただいて、今回は見送りましょうといったような、決して、私自身も自分ではしませんけれども見るのも大好きですので、それに対する、スポーツ自体に関する将来性というものは感じておりますので、そういったこと、情報がありましたら、逆に町のほうに公式にといいますか、ご提言いただくとありがたいなというふうに思った次第でございます。

今、ここで約束するというようなことは当然できないわけですがけれども、今、ご意見を伺っていて、改めて感じさせていただきました。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 県が建設して町が維持管理を行うということで、おっしゃったとおり維持管理、この経費のほう心配されるかと思いますが、特に人件費であります、特別交付税措置される地域おこし協力隊を募集して、そこに張りつけて、使用料やふるさと納税、こういったものを活用し、企業やNPOの支援をお願いする。そして管理は、やくらいボルダリングを廃止して、宮崎中のほうに持ってきて一本化して指定管理で行う。さらに、強化合宿の際は強化費が支給されまして、これも運営に充てることができるということでもありますから、そう町の持ち出し分は多くはないと思っております。

現在、屋内にあるクライミング施設は、東北地方で、青森の青森市、福島の本松市と、今建築中であり山形の寒河江市、こういったことで、特化した施設だからこそ、県内外から、年間を通した利用客が見込まれるということでもあります。挑戦する価値は十分あるかと思いますが、町長、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） はい、ありがとうございます。ですから、繰り返しですけれども、今初出のお話を伺っていますから、何かそこで結論じみたことは当然言えません。言えないんですが、お話の筋というものは非常に成り立っているなというふうに思って聞かせていただいております。

ちなみに、先ほどのやくらいWALLの移設に関わる負担ということで、例えば、やはり来年度から使用するというようなことになったとしても、毎年維持管理費だけで、50万円はかかるだろうなといったようなことで、なかなか高いのが定期的に行わなければいけない修繕費が、これが1,500万円弱でございますね。また、ホールドの更新というのも5年に一遍ぐらいかかるみたいでして、これが400万円弱といったようなことでございます。

先ほどの交付金の活用とかも、るご指摘いただきましたので、そういうことも含めて検討の材料かなというふうに思ってお話を聞かせていただきました。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） やくらいのボルダリング場の近くにクライミングを建設するというと、結構金もかかるんだろうと思います。町長の答弁を聞いておりますと、町長の優れた識見、こういったもの、力の出し惜しみをしていたんでは、動くものも動かないということになります。スポーツ合宿の誘致による関係人口の増加、そして、農産物の提供、雇用の場の確保、こういった一定の事業性は確保できると思っております。

ただ、これからのスポーツを通じた活性化でありますけれども、どのようなプロセスをたどって、スポーツの、これによるまちづくりを進めていくかであります。クライミングのアスリートにネットワークを持つ人材に協力してもらうこと、そして山岳会のバックアップ、こういったものが大変重要になってくるかと思っております。

計画は、仕組みをつくるだけでなく、機能しなければどうにもなりません。組織能力、そしてその基盤が伴わないといけないということだろうと思います。この辺、もっと県と十分検討していただきたいと思っております。県も、建設ありきでなくて、いろいろな支援の方法があるかと思っております。ぜひ、お願いしたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） そうなんです。県も、ただ移設だけじゃなくて、できればそういうふうな競技場として、県唯一の施設になっていくわけですから、本来であれば、少し運営費も協力いただけるような体制であればというようなことで、副町長も一生懸命頑張ったんです。これは本当なんです。

ですので、私たちが断ったとは書いてなくて、継続協議みたいなことを言わせていただきましたけれども、そのとおりですので、新たな、今は、繰り返しですけれども、初めてご意見として、まとまったご意見として、宮崎中学校体育館の利活用の方法といったことで、非常な貴重なご意見をいただいたとは受け止めさせていただいておりますので、そこら辺、検討の時間をいただければと思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 今、廃校利用については、県内どこでも頭を悩ませているところありますので、待つばかりいたのでは、どうにもならないわけです。せっかく県から出向いてきたのでありますから、今がチャンスだと思っております。こちらから仕掛けていくのも重要かと思っております。

2018年に、やくらいボルダリングで行われた東北総体では、選手と監督で72名、役員が93名、165名で、そのほかに視察者あるいは父兄、メディア、こういった方も入れると260名以上の方が訪れたということであります。コテージを含め、やくらい宿泊施設を貸し切った大会だったそうであります。県のホームページで、県外の宿泊消費単価は1人3万円と言われております。これで計算しますと、選手、監督、役員だけでも、2日間ありますから1,000万円近くの経済波及効果があったものと試算されます。残念なことに、やくらいにはクライミングの施設がないので、翌日は他県に移動したということであります。

総務省の統計では、スポーツ関連の年間支出金額が増加傾向にあると言われております。宮中の体育館は、耐震を施された施設でもあります。ここに、ボルダリングとクライミングを併設すれば、規定に沿った大会もでき、その事業効果は大きいと思います。未来の投資としては決して高くないと思っております。この政策を成功させる要因は、キーパーソンと町長のリーダーシップ、そしてその覚悟であると思っております。町長の見解をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） はい。ご意見を承りました。心にとどめさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 宮崎の袋小路解消も大切でありますけれども、道路を造っただけでは、宮崎は単に素通りされてしまう地域になってしまいます。ですから、この宮崎中学校の跡地活用は重要なことでもあります。再度検討されることを期待して、次の質問に入ります。

3問目、宮崎地区の袋小路解消と、大崎市へつなぐ国道347号のバイパス整備についてと題

しまして、①現状と課題をどう捉えているか、②実効性を高めるプロセスはあるのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） まず、1点目の現状と課題をどう捉えているのかといったことでありまして、まず、宮崎地区、西部が豊かな森林を有する山岳に覆われながらにして、山形県最上地方や大崎市鳴子とは、古くから県境を越えた交流が盛んな地域でございます。しかしながら、昔は人の流れだったものが、時代の変化とともに地域間交流や産業交流を図るための移手段が変化していく中で、道路が昔のままであり、その結果、第3種陸上競技場など行われ、スポーツ大会に訪れる方もある程度ありますが、年間を通しての往来という状況にはなく、人口減少への拍車や地元商店街等に大きな影響を及ぼしてきたのではないかとこのように考えております。

また、これは宮崎地区に影響しているだけのものではなくて、私自身、加美町全体の商店街や観光施設など、または大崎市鳴子、山形県に関しましては最上圏域やその周辺における観光や産業にも影響していると考えています。

県道最上小野田線については、これまで3市町で構成している同盟会にて、両県に対し整備要望を行っているものの、なかなか屈折が多く狭隘で距離が長いなどの理由により、なかなか実現に至らないのは議員ご承知のとおりです。国有岩堂沢林道の整備促進につきましては、現況が保安林を有する国有林道ですので、それをいかに県や国に携わってもらうかということは今、鋭意模索しております。

また、国道347号中新田バイパスは、昭和55年7月に決定した都市計画道路と重複した路線であります。これまでに完了した区間から延伸する区間には、名蓋川と多田川があり、橋梁構築の必要があるなど、容易に施工できる区間ではないことから、同盟会として、国や県に対して要望活動を行い続けております。

実効性を高めるプロセスはあるのかといったようなことについてお答えします。昨日、三浦議員の質問に対する回答と重複いたしますが、私も、町長に就任して以降、国有岩堂沢林道の整備促進について、大崎市または県土木、衆議院議員の小野寺五典先生等々に相談、要望を行っているところです。いまだ具体的にお話しできるレベルではございませんが、町職員担当レベルでの、県担当者との勉強会なども始まっているところでございます。岩堂沢国有林道の広域連携道路としての整備促進に関して、大崎市議会でも意見が出ているとのことですので、意見交換を行うなどして具体化していきたいと考えております。

また、国道347号線のほうに関しましては、宮城県の現アクションプランにおいて、令和7年度以降の計画として掲載されているところですので、また今般、上狼塚地区での圃場整備の話も出てきております。このような動きと合わせて、このような圃場整備との計画にも合わせて、名蓋川上流部河川改修も加え働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 名蓋川整備でありますけれども、名蓋川改修と農地基盤整備、そして道路整備、この3点セットで進めなければならないと思います。どちらが欠けても問題解決にはならない。その中でも、まず名蓋川改修が優先かと思います。

時間がありませんので、1つだけ再質問いたします。宮崎地区の袋小路解消であります、大崎市議会の昨年9月議会で、一般質問である議員が、岩堂沢ダムを經由する広域連携道路と題して、中山平から岩堂沢ダムを經由し加美町宮崎に抜ける広域道路の整備について、同じメリットを享受する加美町と進めてはどうか、こういった質問に対して大崎市長は、今後、大崎市から話題を出し意見交換を行いながら、お互いの思いが共有できれば、県にも関わりを持っていただき可能性を模索したいと答弁されております。このことについて、町長の見解をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 大崎市とのことになると、もちろん市長にも、この話題に関しましては2度、3度と繰り返しお話をさせていただいております。あくまで私信というんでしょうか、パーソナルコミュニケーションになってしまいますから、あまり議会で答弁することというのはそぐわないのかなとも思いながらも、同じ気持ちでいてくださって、今後、連携して、この道路の整備促進ということをやっていきましょうといったような言葉をいただいております。

○議長（早坂忠幸君） 最後の質問でお願いします。（「質問ではないです。締めです。」の声あり）締め、どうぞ。

○14番（佐藤善一君） 以上、3問について伺ってまいりましたけれども、いずれも決断の源泉は、何といたっても町長ご自身の自立と覚悟にあります。ぜひ、実効性を持つ計画にさせていただきますように要望して、一般質問を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして14番佐藤善一君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。14時15分まで。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告7番、15番米木正二君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔15番 米木正二君 登壇〕

○15番（米木正二君） 本日の最後、一般質問をしたいと思います。

私は、2か件について今回質問をいたします。

まず第1点目ですけれども、健康寿命を延伸するための方策についてということでございます。

2019年5月に、厚生労働省は、健康寿命延伸プランを策定し、人生100年時代を迎えようとする今、全ての世代が安心できる全世代型社会保障の実現のためには、高齢者をはじめとする意欲のある方々が、多様な就労、社会参加ができる環境整備を進める必要があり、その前提として健康寿命の延伸を図ることが求められるとしています。

人生100年を考えますと、誰もが65歳以降の3分の1は、社会との関わりを持ちながら、健康で長生きできたらと願っていると思います。私もその1人であります。

本町では、加美町第Ⅲ期健康増進計画を策定し、基本方針の中で健康寿命の延伸を図っておりますけれども、現状と目標達成のための課題、効果的な取組について伺うものであります。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 米木議員からは、健康寿命を延伸するための方策についてのご質問をいただき、ありがとうございます。

加美町におきましては、健康寿命というものが、ほかの自治体と比べまして短いといったようなことが1つの大きな課題となっております。私も、この問題にはしっかりと取り組んでいかねばと、常日頃から思っている次第でございます。

それでは、順次お答えさせていただきたいと思います。

健康寿命を延伸するための方策について、加美町第Ⅲ期健康増進計画を策定し、基本方針の中で健康寿命の延伸を図っているが、現状と目標達成のための課題、効果的な取組に関するご質問からお答えいたします。

健康寿命延伸プランでは、健康寿命を2040年までに、男女ともに75歳以上にすることを目指しております。加美町では、脳血管疾患の死亡比が非常に高いことから、目標達成に向けて、3つ目標を設定しております。その1つとしまして、血圧測定の習慣化、2つとして、適正体重の啓発、3つ目としまして、検診受診率の向上に取り組んでいきたいと考えております。また、来年度から、高齢者の保護事業と介護予防の一体的実施事業におきまして、生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

具体的には、1つとしまして、75歳以上のフレイル検診受診率の向上、2つとして、健診及び医療機関未受診者の健康状態の把握をすることで、適切な保健指導や介護予防事業などにつなげ、介護や疾病があっても、その人らしい生活が送れるような支援に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） ただいま町長からは、この問題に対してもしっかりと取り組んでいきたいというような答弁がありました。施政方針で述べられておりましたけれども、加美町の高齢者の方々の特徴として、宮城県の他の自治体と比較して健康寿命が短いことが課題であるということでもあります。担当部署の機動性を高めて、健康、長生き加美町をつくっていくということが、私は大事なことだなというふうに思っています。

そうしたことで、再質問をしたいと思うんですけれども、げんき加美町21という計画書、第三期健康増進計画、これは後期計画ですけれども、策定して4年目になるということですが、それに基づいて質問をいたします。

まず、この中間評価が出ています。ちょっと読ませていただきました。その中で、目標達成の評価一覧というのがありまして、8項目あるわけです。身体活動運動、栄養食生活、たばこ、飲酒等々あるわけですが、この中で、達成状況について、達成できていない項目が多くあるわけですが、その辺の状況、それから、このことをどう読み解くのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。ただいまの中間評価についての質問ということでいただいております。

前期の計画につきましては、コロナ禍によりまして様々な事業が中止または縮小されたことや、外出制限なども影響しているのかなというふうに思っております。

1つ目に身体の活動、2つ目に栄養食生活の分野、あとは健診の分野、この項目については、策定時より悪化したというような状況でございます。また、歯科や口腔の健康、心の健康づくり、がん検診につきましては改善、または目標を達成しているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今の答弁にありましたけれども、改善をしている項目もございます。しかしながら、一方、やはり運動とか食生活の面で、この辺がなかなか目標に達していないというような、そうした現状があると思います。

それで、お尋ねしたいんですけれども、全国または宮城県でも、平均寿命、健康寿命及び疾病、健康の状況というようなことで調査されていると思いますけれども、その中で、この計画の中で、令和2年における加美町の平均寿命が、男性が81.01歳、女性が87.74歳で、県と比べて男性は短く女性は長くなっているということ、それから健康寿命では、男性が79.08歳、女性が83.85歳ということで、県と比べて男性、女性ともに短くなっているということでありまして、平均寿命との差、これは不健康な期間は、男性が1.93年、女性が3.89年で、県と比べて長くなっているというようなことで、これは、県内の不健康な期間、県内の35市町村の中で、男性が32番目、女性が31番目ということで下位なんですね。そういったことで、これは早急に、このことに取り組を強化していかないと、これは大変なことになるなというふうに思っていますが、そのことについて、まず町長、どう感じられていますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） まさに、私もその中間報告に関しましての報告を受けたときに、正直驚きました。加美町の方々というのは、農業従事者等も含めまして、常に体を動かしている率が高いのではないかといったようなふうに感じておりましたので、まさか男女ともに35市町村のうち30番以下といったような下位に位置しているといったようなこと、これ、非常に驚いた、まず次第でございます。

まちづくりを考えていったときに、少子高齢化が問題であるというようなこと、これ語られるわけでございますけれども、その一方で、高齢化の皆様にはやはり長く元気でいていただくといったようなことが、様々な局面、これは例えば医療費にしても介護費用に関してにも関わってきますけれども、言葉として適切かどうかは別としても、効率のよい、そして元気な加美町をつくっていくということが一番の中核になってくるかと思っておりますので、是が非でも健康寿命を他の市町村に負けないくらいにしていくということが、まちの元気にもつながってくるかと

考えております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 町長、そうなんです。町長の答弁のとおり、やはり医療費とか介護給付費とか社会保障費が増大してくるんですね。そうしたことで、町の財政にも非常に大きく影響してくるというふうに思いますので、やはり、その取組を私は強化すべきだなというふうに思っています。

それで、この計画書の中で、アンケート調査も実施されておりますけれども、やはり先ほども触れましたけれども、身体活動や運動について、運動習慣がないという人が54%に上っているんです。これは、私は数字を見てびっくりしました。やはりこのことを、やはり何か対策を講じていく必要があるんだろうというふうに思います。

ご案内のとおり、やはりウォーキングが一番手っ取り早いというふうに思いますけれども、加美町には健康増進施設があります。例えば、パークゴルフ場、それから、あゆの里中央公園や小野田の河川敷の公園には、グラウンドゴルフをする、そうした場所もございます。そうしたことで、そうした施設もやはり活用するような取組も必要だというふうに思っているんです。ですから、町として、運動する際にはパークゴルフもありますよ、例えばグラウンドゴルフもゲートボールもありますよといったことを、やはり推奨すべきだというふうに思いますけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。ただいまご質問いただきました、健康づくりのためにはそういった施設の活用が必要ではないかということでございますが、高齢者の健康づくりを進めていくためには、楽しみながら運動に取り組む環境をつくっていくことが重要であるというふうに考えておまして、議員ご提案のパークゴルフですとかグラウンドゴルフを通じた健康づくりのためには、健康増進施設の活用は有効であるというふうに考えております。

また、その一方で、高齢者の健康づくりを考えていく上では、運動習慣のない人への働きかけというものも必要であるというふうに考えておまして、その方策の1つとして、先ほどご提案がありましたウォーキングポイントという取組も必要ではないかというふうに考えております。

実際に、横浜市で導入事例があることを紹介させていただきたいんですが、歩いた距離に応じて参加者にポイントが付与されると。ポイントをためながら、楽しく運動習慣を身につけら

れる、そういった取組を実施をしているということで、横浜市の規模になりますと、人口規模も大きいですし、それなりの費用もかかるということでございますが、このウォーキングポイントが続いている人、参加していない人に比べまして、高血圧になる人のリスクが少なくなったと、保険の給付費が削減されたというような効果が見受けられるようでございます。

本町においても、こういった事例を参考にしながら、運動をやってみたいと考えている人が気軽に組み合わせて楽しく運動を続けられる仕組みを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） そうですね。やはり、きっかけづくりですね。運動習慣がない人に対してのきっかけづくりをどのようにしていくのかということが、私は大事だと思います。今、横浜の先進事例を伺いましたけれども、全国には、いっぱいいい先進事例があると思います。そういったことを、やはり参考にさせていただいて、加美町ならではの取組ということも、私はしてほしいなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。ただいまのウォーキングポイントの事例を申し上げましたが、加美町にも様々な業者の方が様々な提案をいただいております。保健福祉課としましても、費用対効果がいかにあるのかというのを検討しながら方策を探っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それから、やはり社会との関わり、社会参加ということも非常に大事だと思うんですね。やはり、そうした中で、まだまだ70歳過ぎても仕事をやっている方々もたくさんいます。そういった方々は元気ですよ。

そうしたことで、実は、日本経済新聞の2月19日の朝刊に、70歳以降働く、最多39%という記事が載っていました。日本経済新聞社が、昨年の10月から11月に世論調査をした結果でありますけれども、何歳まで働くかを聞いたところ、70歳から74歳までが21%、75歳以上が18%ということで、非常に70歳以上の方々に約40%近くは働きたいというふうに言っているんです。考えているんです。ですけれども、なかなか仕事というものはそうそうあるものではありません。そうしたことで、やはり、そういった働く場でなくても、社会参加の場ということも、や

はり有効だと思うんですね。ですから、そのことについて、町長、どのようにこのことを捉えて考えていますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ご質問ありがとうございます。社会参加ということで語らせていただければ、非常にそれは有効なのではないかというふうに思っております。

自分の家のことで大変恐縮ですが、今から40年前に、私の曾祖母が97歳で亡くなりましたけれども、亡くなる寸前まで、庭の草むしり等や自分のひ孫たちの育児、それをやっていたといったようなことで、今振り返ってみますと、曾祖母がそこまで長生きできて、健康に長生きできたのは、やはり働く、自分の役割といったようなことがあったからではないかというふうに、今頃振り返ってもそのように思っております。

今の時代に合わせますと、今私たちが考えていることの1つとしましては、例えば運動以外にも、例えば今度、昨日の施政方針でも語らせていただきましたけれども、こども家庭センターなどができたときに、例えば子どもたちの放課後の居場所といったようなことになるときに、例えばボランティアで、そのようなご高齢の方、または、育児に困っている若いお父さん、お母さん方の相談者としての、いわゆる先輩パパママ、ご高齢のというような方々に積極的に町の役割にも参加していただけるような雰囲気、または風潮というものを醸成できればというふうに、まずは思っているところでございます。

また、そのほか昔の話になりますけれども、何年か前に、四国だったか九州だか、ちょっと度忘れしていますが、葉っぱビジネスといったようなことが非常に脚光を浴びたことがあります。ご高齢の方々が、野山を駆け巡って葉っぱを取ってくることによって、それが日本料理のいわゆる飾りの一つとしてというようなことで、ビジネスになったと。そこは、非常に医療費が軽減されたなんていったような実例もありますので、何らかの方法という具体的なことは、今ここで、そうそうたくさんを提示できませんが、そのような形で、町のことなどにも含めまして参加いただけるような環境づくりというものを行っていただければと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 分かりました。ちょっと話が前後しますけれども、大事なことを聞くのを忘れていました。保健福祉課長、本町の65歳以上で、健康な人と要介護2以上の人の割合はどうなっているのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。令和6年1月末現在ということで、

お知らせしたいと思います。65歳以上の被保険者数は、8,468人でございます。そのうち、要介護2以上の人数ということで1,201名でございます。率にして14%でございます。差し引きますと、要介護2以下、健康な方ということで7,267人、率にしまして86%になります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 2以上の人の割合が14%ということです。私の持っている数字は間違いないかなというふうに思っています。それで、宮城県の市町村別要介護者の割合、これは宮城県で古いデータなので、令和元年度のデータを持っているんですけども、その中で、加美町は、県内で七ヶ宿町に次いで2番目に高いんです。七ヶ宿町が15.2%、次、加美町が14.0%ということで、この数字、私ちょっとびっくりしました。この要因は、どういうところにあるのかなというふうに自分なりにいろいろ考えているわけですけども、その辺の要因というのは、何かつかんでいますか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。県内で比較的數字が悪いほうだということなんですけれども、先ほど最初のほうのご質問でありました不健康な期間、男性が1.93年、女性が3.8年というところに関係しておりまして、この不健康な期間と言われる要因の1つに、要介護2以上の認定者が多くいるということで、この指数を評価するときに、要介護2以上の方がどれぐらいいるのかということが要因の1つになってございます。平成30年から令和2年までの3年間の推移を見ますと、男性ではほぼ横ばいでございます。女性については、僅かではありますが短くなっているというような状況でございます。

加美町でも高齢化率が上昇している状況でございまして、高齢者の単身世帯ですとか2人暮らしの世帯が増えていると。さらに、核家族化が進んで、そういった現状を踏まえまして、要介護3以上になる方、介護施設の利用が多くなるということも考えられまして、この期間が県平均よりも高くなっているというのが要因の1つではないかというふうに受け止めております。

ただ、少しでも長く、自分のことは自分でできて、自分の好きなことができて、楽しく暮らせるようにというような意味では、介護認定を受ける年齢が少しでも遅くなるように、働き盛りの年代、40代ぐらいから自分の健康管理に関心を持ってもらうことが重要だというふうに考えております。まず、健診を受けること、そして、所見があった場合には放置をしないことなど、できることから始めるということが重要でありまして、将来の不健康期間が少しでも短くなりますように、つながる対策を取っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今の答弁で、ある程度理解できました。やはり、健康診断なんかの、やはり受診率を高めていくとか、上げていくということも非常に大事なことだなということも改めて今感じ取ったところでございます。

また、この計画の中の振り返りと今後の課題整理というところがございます。時間がちょっと、この部分であまりないので、詳しくは申し上げられませんが、取組として非常にいい取組だなという項目もございました。振り返りがありました。やはり高齢者だけに、いろいろなことで啓蒙していくと、啓発していくということではなくて、子育てをしている若い世代と、40歳代、50歳代の働き盛りの世代の健康意識の向上を図るために、関係機関と連携して、地域全体で健康づくりに取り組むということ、なかなかコロナ禍でできなかったということもありますけれども、若い世代、働き盛りの世代に対しても健康づくりを進めていくという取組、非常に大事だなというふうに思います。

また、もう一つ評価したいことは、これまで個人の取組が中心であった健康づくりにおいて、今後は、個人の努力によるものだけではなくて、総合的なまちづくりとして考えて、いろいろやっていくということ、これはまちづくりとして捉えていくということ、このことは、非常に私は大事なことだなというふうに思いますけれども、その辺について、町長の見解をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。先ほどの答弁と繰り返しになるかもしれませんが、やはりまず、加美町の2万1,000人の方々がまず健康でなければ、元気でいてくれないと、元気なまちはつくれないといったようなことを考えていきますと、どのような計画になってくるかは今後の審議ですけれども、例えば今後、まちづくりの総合計画の策定期間にも入ってまいりますので、こういった健康といったような意識づけというものも大きく扱っていてもいいのかなというふうに感じている次第でございます。（「若い世代の」の声あり）若い世代に関しましては、私も50代といわれますが、身につまされるものもありますけれども、なかなかおそらく同世代のことを考えますと、仕事等や育児等も含めて子育て等も大詰めに入ってきている中、そういう自分のことを考えるゆとりがないといったのも、多分現状なのかなというふうに自分を振り返っても思うところがありますが、その一方で、やはり繰り返しですけども、そういうふうな健康の大切さ、また、それが全てのことに通じるんだといった意識

づけを、やはり何らかの形、分かりやすい形で伝えていって、意識の向上を図っていきたいというふうに思うところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） この質問の締めくくりとして、最後に申し上げたいんですけれども、やはり、取り組む際には、地域住民が関心を持って参加してくれるような、そうした取組が今後求められるというふうに思います。そうした取組に期待したいというふうに思いますけれども、その辺、どのように取り組まれるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 高齢者の方、または若い世代の方ということで、まず若い世代の方については、健診の受診勧奨を引き続き呼びかけていきたいというふうに考えておりました。また、町内の企業と連携を取りまして、健康相談ですとか健康講話を取り入れながら、健康意識と生活習慣の改善に取り組んでいきたいというふうに思います。

また、高齢者の方々については、定年延長にも伴いまして、意欲のある方については雇用され、あと、家族のお世話をしたり趣味に取り組むなど、社会の役割というのは、まだまだ継続していくものというふうに思っておりますので、様々な生活背景がある中で、デジタルを活用した情報発信、あとSNSの活用など、どこでも情報収集ができるような手法を取り入れながら啓発していきたいというふうに思います。また、元気わくわく体操も幅広く周知をして、健康増進につなげていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今、これでやめようかなと思いましたが、元気わくわく体操のことが出ました。保健師の方々がそれを考案して、元気わくわく体操を始められたということも十分承知しておりますけれども、なかなか広がりがないんですね。やはり、我々議会でも、おそらくやれる方はほとんどいないというふうに思います。やはり、その辺をいろいろな集まりの場で、やはり常にやるというような、そうした取組、これを全町にわたって、そういった取組も必要だというふうに思いますけれども、最後にこのことをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 元気わくわく体操の普及についてということでございますが、前にCDですとかDVDを各行政区、あとは幼稚園、学校等に配布をさせていただいております。幅広く活用していただいているものというふうに思っておりますが、まだまだ周知、働き

かけが足りないのかなというふうに思います。改めて、行政区の区長さんをはじめ関係機関の方々に働きかけていきたいというふうに思います。

また、保健福祉課内では、毎日お昼休みに、わくわく体操を天気のいい日に駐車場でっております。ぜひ、議員の皆様にも、議会や会議の前に実施をしていただいて、普及啓発にご協力をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それでは次に移ります。

次に、加美町DX推進計画についてであります。総務省が2020年に示したデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化と提唱されております。そのため、自治体からDX化を推進することを決めました。本町でも、国のDX推進計画を踏まえて、令和6年度を初年度とする加美町DX推進計画を策定しようとしております。そこで、以下の点について伺います。

①組織体制の構築について。

②財源の確保について。

③デジタル人材確保と育成について。

④デジタル弱者と言われている高齢者への対応について。

⑥セキュリティー対策について。

以上、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 大綱2点目、加美町DX推進計画について、5点ご質問いただきました。

初めに、組織体制の構築についてお答えいたします。

組織体制の構築につきましては、国が目指すデジタル社会のビジョンの実現に市区町村の役割が極めて重要とされたことに伴い、本町では、令和5年4月より、企画財政課の情報システム係からデジタル化推進係に名称を変更し、体制構築のため、令和5年6月20日に加美町DX推進本部設置要綱を制定し、同要綱に基づき、加美町DX推進本部を設置しております。

DX推進本部は、CIO、最高情報総括責任者を副町長、副CIOを企画財政課長と定め、DX推進部委員には、総務課長をはじめとする関係所属長により構成しております。また、DX推進本部を補佐し実務的な協議を行うため、DX推進部員が推薦した職員を庁内DX推進リ

ーダーとしてワーキンググループの会議を開催し、具体的な検討を行っております。

次に、2点目の財源の確保についてお答えいたします。

D X推進計画の実現に向けた具体的な取組につきましては、D X推進実行計画に示しておりますが、D Xの推進によって、町民サービスの向上や業務の効率化が図れる一方で、多額の投資が見込まれる事業もございます。令和6年度以降は庁舎建設事業と重複することなどから、歳入の確保と併せ、歳出につきましては行政経営推進課と連携し、公共施設及び行政サービスの最適化に取り組み、財政の健全化を図ることを念頭に置きながらD X推進計画を進めてまいります。

なお、事業の実施につきましては、国や県の補助金を活用するとともに、事業の適償性について、庁内D X推進リーダーと情報を共有し、D X関係予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

3番目、デジタル人材確保と育成についてお答えいたします。

デジタル人材確保と育成につきましては、昨年設置したD X推進本部と庁内D X推進リーダーが中心となり、計画の策定とともに庁内のD Xの推進に取り組んでいるところでございます。なお、D X推進リーダーによるワーキンググループでは、D X推進の理解を深めるため、I C T事業者を迎えてD X体験会を開催し、人材の育成も行っております。今後も、庁内D X推進リーダーによる事業推進を図るとともに、職員に対する研修会などを企画しながら人材の育成も行っております。

4点目の、デジタル弱者と言われている高齢者への対応についてお答えします。

デジタル弱者と言われている高齢者への対応につきましては、誰もがデジタル技術の恩恵を実感できるようにするという観点に立ち、重点的に支援する必要があるとD X推進計画に明記しております。今後、推進本部やワーキンググループにおいて、支援策等の検討をしなければならないと考えております。高齢者の考えなどをしっかりと伺いながら、具体的な支援策がまとり次第、D X推進実行計画を修正し対応していく考えでおります。

高齢者を含めた視覚障がい、聴覚障がいをお持ちの方に対しては、代理筆記や筆談などの対応を行っているほか、補聴器などの補装具を購入する際の費用助成などを実施しております。また、介護保険関係の一部の手続きが既にオンライン申請可能となっておりますが、利用実績がまだないことから、利用方法も含めて周知しております。マイナンバーカードと保健所の一体化など、医療福祉分野においてもデジタル化が推進されております。適切な時期に、分かりやすい内容で周知広報するなど、丁寧に対応していく考えでおります。

最後に、5点目のセキュリティー対策についてお答えいたします。

セキュリティー対策について、国で示している自治体DX推進計画にて、自治体DXの重点取組事項の1つとなっております。本町のDX推進計画におきましても、セキュリティー対策を徹底し、国のガイドラインを踏まえ、随時情報セキュリティーポリシーの見直しを行うとともに、職員の情報リテラシー向上を図り、町民の生命、財産、プライバシー等の安全を守ることとしております。今後ともDX推進計画に基づき、必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 質問事項に沿って、順次質問をさせていただきます。

まず組織体制についてでありますけれども、今答弁にありましたとおり、課長さんたちでDX推進本部を設置したということでありまして、さらには、職員によるワーキンググループも設置して会議も重ねておられるということで、検討されているということだというふうに思いますけれども、やはり推進する際は、やはり住民に最適なサービスの提供が可能な体制を構築することが大切だというふうに思います。そのためには、一部の部署だけでなく、組織全体で統一した取組を行う必要があるというふうにも思います。また、職員間での連携が取れていないと、何かに関する、例えば説明だとか利用案内に不備が生じてしまって、住民に質の高い行政サービスの提供ができないというふうにも思います。

そうしたことで、施策の検討や方針を決定するトップから現場で働く職員まで、町民満足度向上への共通認識を持って取り組むことが重要だと思いますけれども、このことについての所見をお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 私がCIOということで、お答えさせていただきます。

今、議員からご質問のあった役場内、それから町民みんなが、きちんと共通の認識を持って対応しなければいけないということでございます。町でつくりましたDX推進本部会議におきましては、町長部局の各課長さん、それから、そのみならず教育委員会のほうも入っておりますので、様々な分野で、様々な分野の各課の職員が、住民とのいろいろな話合いであるとか、いろいろな情報をどんどん上に上げて、町のほうで共有できるような体制、仕組みを取っております。それをもって、町民の皆様方全てが同じような質の高い情報を共有でき、またサービスも受けられるような体制にしていきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今、本部長から答弁がありました。やはり職員間の連携と、やはり共通認識というのは非常に大事であるというふうに思いますので、その辺、やはり徹底してやっていただきたいというふうに思います。

それから、組織体制と人材の確保ということで関連しますので、人材の育成といいますが、人材の確保と育成についてということで質問をしますが、なかなかDXがこれまで進まない課題の1つに、自治体内でDXに詳しい人材の不足があるということが上げられております。経済産業省の調査によりますと、IT人材の不足数は、2030年には最大79万人まで広がると公表されております。民間企業でもIT人材が不足しているため、自治体がDX推進プロジェクトを進められる人材確保が非常に難しい状況にもなるということでもあります。

そうしたことで、町としても、専門知識を持った人たちがどれくらいいるのかということ、これは課題だと思いますけれども、そういったスキルを得るためには、ある程度時間がかかるわけでありまして、その辺、人材の育成ということで、どのように考えておられますか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。DX推進計画にある内容を進めるためには、おっしゃるとおり人材の確保というものが大変重要になっております。町として、今現在考えていることなんですけれども、職員が業務で内部情報システムというものを使っております。そちらの中には、カミチューブということで、これまで研修してきたものに出席できない職員とか、リスキリングといいますか学び直すために、そういった画像をアップしております。最近ですと、令和6年2月に開催した宮城県主催のDXセミナーの動画、それからガバメントクラウドについての動画もこれに載せてあります。ただ、職員向けにはまだアナウンスしていないんですけれども、取りあえず載せました。

こういったものを、今後職員のほうに掲示して、勉強してくださいねというようなことであったり、それから、J-LISという地方公共団体の情報システム機構におきましては、eラーニングとかセミナーなどが無料で受講することが可能になっておりますので、そういったことも、職員のほうにはお示ししながら、受講していただいて、それぞれのスキルアップに資してもらいたいなというふうには考えております。

こういったことにつきましては、令和6年、集中的に進めていくということになりますので、各課にいますDX推進リーダー、そういった方々に、そういった中心人物になっていただきまして推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それで、やはり携わる職員のITリテラシーという言葉、なかなかちょっと理解できなかったんですけども、いろいろ通信ネットワークセキュリティーといったITに関連する要素を理解、操作するスキルを持った人ということなんですけれども、そういった向上させることも重要なポイントだというふうに思います。

それで、なかなか、この計画どおり進めるためには、この人材の確保、なかなか時間かかると思うんですけども、その間、例えば外部の方を登用するとか、そういったことも考えられると思うんです。例えばですよ、そういったスキルを持った地域おこし協力隊を採用していくとか、外部から誰かそういった方々を呼び込んでやっていくとか、そういったことも考えられるというふうに思いますけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。外部人材の登録につきましては、国のほうの総務省で外部人材登録のマニュアルというものをつくっております、そちらの中では、外の情報に詳しい専門人材を町のほうに任用するといった場合に、後年、地方交付税措置として70%交付されるというようなメニューもございます。それから、議員の提案がございましたように、協力隊でございますと特別交付税ということで、こちらのほうも工面されますので、令和6年度始まりますので、そういったことはひと・しごと推進課などと情報共有しながら、そういった、いわゆる協力隊の人材の中でデジタルがすごく有能な人材とかいけば、そういった方々を募集するといったことも1つのやり方なのかなというふうにも考えますので、その辺も推進本部のほう、ワーキンググループのほうで検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） ぜひ、検討してほしいなというふうに思っています。今、課長が言ったことは、国が支援する外部人材確保に向けた支援サービスというのがあるんですけども、それを活用していくということで理解しているかどうか。

それから、やはり財源と関係してくると思うんですけども、財源の確保というようなことで私も質問しておりますけれども、やはり、どこの自治体でも、1番のこのDX化推進についての課題は、やはり財源だと、財源の確保が1番だと、これが1番の課題だというような、そうした調査がございます。そうしたことで、国の補助金や県の補助金も使ってやっていくとい

うことでありますし、さらには、いろいろな交付金もあると思いますけれども、交付金でデジタル田園都市国家構想交付金なんかも活用して進めていくのかなというふうに思っているわけでもありますけれども、その辺は、どのように財源を確保して進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。デジタルを進めるに当たっては、おっしゃるとおり非常に投資的な予算が必要で、それにつきましては、交付金とか補助金をもらっていないとというようなことがございます。補助金についてのご紹介になりますけれども、令和4年度におきましては、自治体のシステムの標準化、共通化ということで、これ令和4年から令和7年度において補助率10分の10になっています。これで令和4年度で実施をしております。あと、補助金の主なものとしましては、デジタル基盤改革支援補助金というものがございます。こちらのほうは、オンラインの手續の推進とか、次期情報セキュリティクラウドへの移行ということで、今言った、これが令和4年度に、2分の1なんですけれども1,100万円ほどの交付を受けていたりもしております。

これからなんですけれども、令和8年度の国の標準化に合わせてシステムを移行していくというようなことがありますので、これからお金がかかっていくんですけれども、その中で、自治体の標準化、共通化についての補助金があるんですけれども、これ交付率は10分の10なんですけれども、補助の上限が人口等で算出されておまして、加美町の上限は、今のところ4,450万円という、そういう金額になってございます。

これにつきましては、全国の自治体から補助金が足りないというような話が非常に多く出ていまして、自治体の負担が大きいということで、令和5年度の補正予算で国の基金に増額されておまして、市町村の補助上限額を引き上げるということで、今後、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

それから、お話がありましたデジタル田園都市国家構想補助金でございますけれども、こちらは、デジタル化を活用して地域の課題解決、魅力向上に取り組むというような内容でございます。これについては2分の1になってございまして、これらも1つの国の補助金ですので、こういったのも有効活用を担当課で図れるのかなというふうには考えてございます。しかしながら、デジタルというのは世の中の移り変わりが早いものですから、それに対して、社会情勢を考えながら慎重に対応しなきゃいけないというふうには考えているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 国の予算、どのぐらいあるのか、ちょっと分かりませんが、やはり全国の自治体全てで取り組んでいるわけですね。それで、補正をして増額したということですが、やはり他の自治体に負けないような、そうした予算の獲得というか、確保ということも非常に大事になってくるんだらうというふうに思いますので、その辺、ちゃんと計画を立てているわけですが、間違いない実行、速やかな実行もお願いしたいというふうに思います。

それで、ちょっと時間もあと、私の持ち時間8分と迫ってきました。次にですが、高齢者への対応についてということで伺いたいというふうに思います。

このDX化は、誰一人取り残さないというデジタル化の実現に向けて、デジタルリテラシーの向上が必要であるというふうに思います。今、端末操作が難しいとか、近くに相談できる人がいないといった理由で、デジタル活用をちゅうちょする人たちが高齢者を中心に存在しています。これまで、多くの自治体や地域のパソコン教室等において、デジタル初心者をサポートする取組は行われてきたというふうに思いますけれども、デジタルの定着を図る観点では、より身近な場所で、身近な人から、スマートフォン等デジタル機器の利用方法を学ぶことのできるデジタル活用支援員というような、そうした取組も進める必要があるというふうに思いますが、このことについて、どうお考えでしょうか。これは本部長なのかな、本部長からお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 今、ご提案のありました、端末の操作が難しい高齢者の方々に対するデジタルの利用サポートという支援員を導入すべきではないかということでございます。

国のほうで、誰一人残さない、人に優しいデジタル化というのを推進しなければならないということでございますので、当然、我々もDX推進本部会議において、各課の情報から、高齢者は一体どういうことで何に困っているのかというのをいろいろ吸い上げて施策に反映していきたいと考えておりますが、何よりも、私も、実は加美町に住所を移すに当たって、スマートフォンで、マイナンバーカードを使ってデジタル化の波に乗ろうと思ったんですけども、どうもできなくて、結局は、役場の窓口にお世話になったということで、私自身がもう既にデジタル難民化しているのではないかという、簡単なことでも、やはり分からない、ちょっとした分からないことというのが多くあるように感じております。

こういうようなことで、もし身近に「これ、どうやって、ここのボタンを押せばいいのか」とか「こうやればいいのか」という方がいれば、非常に助かるというようなことは、よくお気

持ちが分かると思いますので、それらの情報をいろいろ収集してまいりたいと思っておりますし、仮に、役場の窓口申請においてそういうことがあれば、まずは職員に聞いていただければ何でもご指導できるように声をかけておきたいと思っております。まずは、皆様のほうから、いろいろなご意見なりを収集して、今後の施策、どうやればばいいのかということ、一人も取り残さないというようなことも考えてまいりたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それで、このことですけれども、実は、先般、議会運営委員会で南会津町に視察に行つてまいりました。その折に、南会津町のデジタル変革基本計画の説明をいただきまして、研修を行つてきました。

それで、南会津町は人口1万3,800人でありまして、世帯数が6,400世帯ということですが、それで、高齢者世帯における携帯電話所有状況調査をやつたということにして、約1割の方々が携帯電話を持っていないというような調査結果が出ています。そうしたことで、加美町の人口規模、世帯数からして、一体どのぐらいの方々、どのぐらいの世帯の方々、携帯電話を持っておられないのか。その辺の調査というのはなかなか難しいと思つてはいますが、予測ですね、このぐらいではないかというような、そうしたことをお持ちでしたらお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 今おっしゃられたスマホの各所有件数というものは、調査等を行つてないということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 例えばですよ、1割としてもすごい世帯数になるというふうに思つています。そういったことも、ある程度、調査をすれば一番いいんですけども、その辺も推計しながら、高齢者、デジタル難民と言われる方々に対してのアプローチを私はしていくべきだというふうに思つています。

それからもう一つ、例えば、身体的制約等の理由によってデジタル機器の操作が困難な人たちもおります。そのような人でもデジタルの恩恵を受けられるようなサポート体制の整備も、私は必要だというふうに思つてはいますが、どのように取り組まれるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 高齢者のデジタルに対する考え方、認識とまた違ひまして、障がい者

のほうは違いまして、いろいろ、やはり、こういうふうにやりたいんだ、こういうふうにした
いんだという思いなり、願いというのは大きいものがいろいろあると思います。それで、身体
的な制約によりまして、思うとおりにデジタルが活用できないという方もたくさんいらっしゃる
のかなと思いますので、こういう方も誰一人取り残さないと考えておりますので、これもまた
DX推進のいろいろなワーキングなんかで、きちんとそういう方への対応なども漏れなく調査、
意見を吸い上げて、今後、加美町のほうでデジタル弱者を出さないというような方向性で対応
してまいりたいと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 私の持ち時間も、大体終わりです。それで、やはり一人も取り残さない
ということは、単にデジタルを活用できるようにするというだけの話ではなくて、様々な立場
の人が、それぞれの立場に合わせて社会参画できるソーシャルインクルージョンを意味してい
ると、私はそのように思います。取組に期待したいというふうに思っています。

それから、セキュリティー対策ですけれども、これは十分におそらく機能することが大事だ
ろうというふうに思います。様々な対策を講じられるというふうに思いますけれども、その辺
をお聞きして最後の質問とさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。セキュリティーについてでございます。
これにつきましては、現在、しっかり対策されているということなんですけれども、対策にな
った経緯をちょっとお話ししますと、平成27年に日本年金機構で個人情報漏えいしまして、
それで改正されてきた経緯がございまして、今現在どうなっていますかといいますと、各自治
体においては、情報システムネットワークを3つのセグメント、マイナンバー利用事務系統、
LGWAN接続系統、インターネット接続系に分離分割しまして、インターネット接続系にお
きましては、県が各自自治体と一緒に統括した接続口をつくっております、これが自治体情報
セキュリティアクラウドということになっています。これによって、全ての情報をやり取りして
いますので、外からのそこに介入はないというような状況で、いわゆるいろいろな不正なアク
セスとかそういったことはなく、個人情報は守られるというような状況になっておりますので、
セキュリティーについては、今のところ万全だというような状況になっておりますので、よろ
しく願います。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして15番米木正二君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしといたします。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日は、これで延会といたします。

なお、明日は午前10時までに本議場へご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後3時18分 延会

上記会議の経過は、事務局長猪股良幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月6日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 高橋聡輔

署名議員 三浦又英

